

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月23日

【事業年度】 第40期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 全国保証株式会社

【英訳名】 ZENKOKU HOSHO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石川 英治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03 - 3270 - 2300(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 青木 裕一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03 - 3270 - 2300(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 青木 裕一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益	(百万円)	31,918	35,918	39,599	43,204	45,203
経常利益	(百万円)	26,303	29,001	31,974	35,169	35,760
当期純利益	(百万円)	17,204	19,530	22,052	24,134	24,430
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	-	-	-	-	-
資本金	(百万円)	10,684	10,684	10,684	10,703	10,703
発行済株式総数	(株)	68,860,980	68,860,980	68,860,980	68,871,790	68,871,790
純資産額	(百万円)	74,112	90,149	108,127	126,998	145,049
総資産額	(百万円)	235,520	263,352	294,137	321,232	372,968
1株当たり純資産額	(円)	1,077.02	1,309.73	1,570.67	1,844.71	2,106.50
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	55.00 (-)	62.00 (-)	80.00 (-)	87.00 (-)	95.00 (-)
1株当たり当期純利益	(円)	250.20	284.04	320.71	350.92	355.17
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	250.15	283.94	320.55	350.75	354.98
自己資本比率	(%)	31.4	34.2	36.7	39.5	38.9
自己資本利益率	(%)	25.6	23.8	22.3	20.6	18.0
株価収益率	(倍)	15.3	13.3	14.6	11.0	9.6
配当性向	(%)	22.0	21.8	24.9	24.8	26.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	26,082	32,968	34,911	32,812	29,778
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,323	6,880	29,176	34,182	2,714
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,304	3,786	4,269	5,505	23,260
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	40,339	76,402	77,868	70,992	126,745
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕	(名)	238 〔82〕	255 〔84〕	260 〔86〕	256 〔72〕	257 〔73〕
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX)	(%) (%)	86.0 (89.2)	86.7 (102.3)	108.0 (118.5)	92.2 (112.5)	83.8 (101.8)
最高株価	(円)	4,975	4,580	5,540	5,310	4,935
最低株価	(円)	2,905	3,410	3,795	3,160	2,784

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 当社は、「株式給付信託(J - E S O P)」を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり情報の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
5. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

提出会社は1981年2月東京都千代田区大手町において厚生年金転貸住宅資金融資制度の信用保証を目的とする会社として、全国保証株式会社を創業いたしました。以後、信用保証の範囲および業務規模を拡大しながら現在に至っております。全国保証株式会社設立以後の経緯は、次の通りであります。

年月	概要
1981年2月	東京都千代田区大手町に信用保証事業を目的として全国保証株式会社(資本金50百万円)設立
1981年4月	厚生年金転貸住宅融資の保証業務開始
1986年3月	大阪事務所開設(現 大阪支店)
1987年4月	横浜事務所開設(現 横浜支店)
1988年9月	保険料ローン保証業務開始
1992年12月	横浜市住宅供給公社の保証業務開始
1994年12月	住宅供給公社の保証業務開始
1995年8月	札幌事務所開設(現 札幌支店)
1997年7月	民間金融機関の住宅ローン保証業務開始
1998年5月	保証債務残高1兆円達成
1999年10月	福岡営業所開設(現 福岡支店)
2000年4月	川崎市居住支援制度施行に伴い家賃保証業務開始
2000年7月	信金中央金庫と代理貸付に関して業務提携開始
2001年1月	民間金融機関の教育ローン保証業務開始
2002年4月	「住まいる いちばん」、「200%借換住宅ローン保証」の取扱い開始
2002年4月	名古屋支店、仙台支店開設
2002年5月	新潟営業所開設
2002年6月	債権管理センター開設
2003年1月	広島支店開設
2003年3月	保証債務残高2兆円達成
2003年4月	金沢営業所開設(現 金沢支店)
2004年9月	保証債務残高3兆円達成
2005年1月	民間金融機関のアパートローン保証業務開始
2005年5月	宮崎営業所開設
2005年5月	プライバシーマーク付与認定
2005年7月	「住まいる いちばん プラス」の取扱い開始
2005年9月	保証債務残高4兆円達成
2006年3月	「住まいる サポート」の取扱い開始
2007年3月	保証債務残高5兆円達成
2007年4月	本店営業部と本社審査部の一部業務を統合し、本店を開設
2007年5月	「住まいる アシスト」の取扱い開始
2008年9月	保証債務残高6兆円達成
2010年4月	株式会社全国ビジネスパートナー設立
2010年10月	「住まいる 借換 ワイド」の取扱い開始
2011年3月	保証債務残高7兆円達成
2012年12月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2013年3月	保証債務残高8兆円達成
2014年4月	民間金融機関のカードローン保証業務開始
2014年9月	「住まいる いちばんネクスト」の取扱い開始
2015年3月	保証債務残高9兆円達成
2015年4月	高松営業所開設
2015年10月	「住まいる いちばんセレクト」の取扱い開始
2016年3月	保証債務残高10兆円達成
2017年6月	保証債務残高11兆円達成
2018年4月	債権管理センターを債権管理部に統合
2018年9月	保証債務残高12兆円達成
2018年12月	株式会社YUTORI債権回収の株式を取得し子会社化(現 あけぼの債権回収株式会社)
2019年9月	保証債務残高13兆円達成
2020年2月	東和信用保証株式会社の株式を取得し子会社化

3【事業の内容】

当社の企業集団は、当社および非連結子会社3社（株式会社全国ビジネスパートナー、あけぼの債権回収株式会社、東和信用保証株式会社）で構成されており、住宅ローン保証を中核とした「信用保証事業」を行っております。

当社の事業は「信用保証事業」という単一セグメントであることから、以下の内容は信用保証事業に関するものです。

当社の企業集団の事業における位置付けは、以下のとおりです。

会社名	役割・分担
当社	信用保証業務全般
株式会社全国ビジネスパートナー	信用保証業務の一部の事務業務を代行
あけぼの債権回収株式会社	当社が保有している求償債権の回収業務の一部を代行
東和信用保証株式会社	信用保証業務全般

金融機関等が行う住宅ローン融資は、一般的には不動産への担保設定や連帯保証人による保証を前提として行われておりますが、これは返済期間が20年～30年と長期に亘り、概して借入金額が他の個人ローンより多額である場合が多く、万が一借入人が返済不能に陥るリスクを考慮しているためであります。

不動産への担保設定には、借入人が返済できなかった場合に金融機関等が抵当権の実行により回収できるという役割があります。また、連帯保証人による保証には、借入人が返済できない場合に当該保証人は代わりに返済を行う義務があるため、金融機関等が連帯保証人へ返済を請求できる役割があります。

しかしながら、住宅ローンは借入金額が多額になる場合が多いことから連帯保証人の負担も非常に大きなものとなります。

このため、当社のような信用保証会社が保証料を申し受け、金融機関からの借入に対しての連帯保証人の役割を果たすことにより、借入人は住宅ローンの申し込みを円滑に行うことができます。また、金融機関としても、当社が連帯保証人になることにより、借入人に対する貸倒リスクを低く設定したなかでの金利設定が可能となるため、融資事業の促進が可能になります。

(1) ビジネスモデルについて

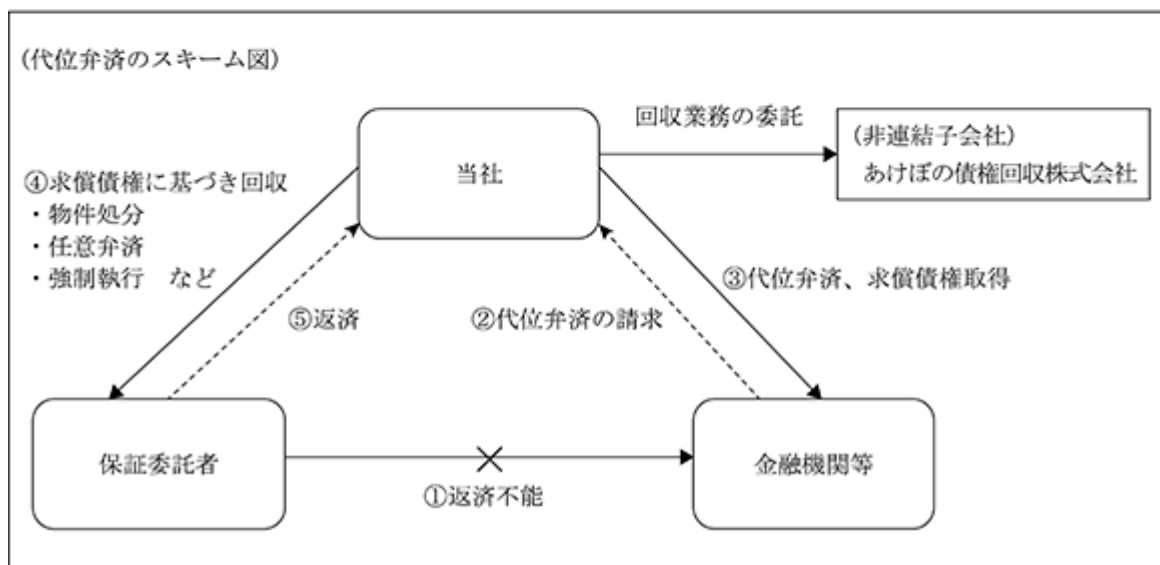
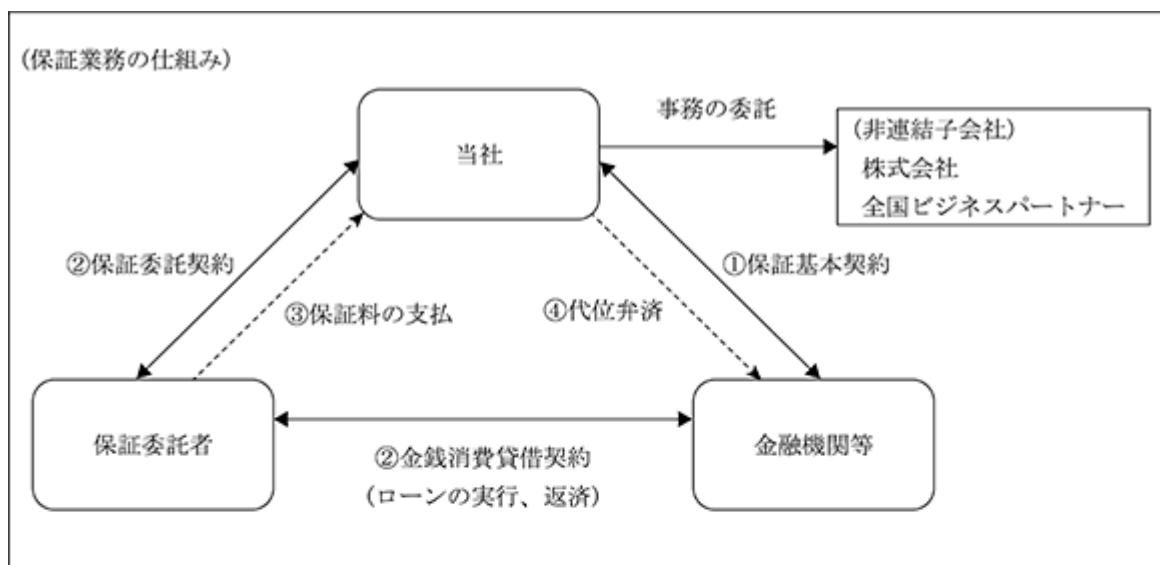
当社の信用保証事業は、住宅ローン等を希望する借入希望者(以下、住宅ローン等の借入人を「保証委託者」といいます。)の連帯保証を引き受けることとなりますが、保証委託者は、当社が保証基本契約を締結している金融機関等を通して当社に保証委託申し込みを行い、当社においては、保証委託者の属性情報や担保物件の状況などを基に審査判断を行った後、連帯保証を引き受けることとなります。

保証料に関しては、保証委託者より当社保証期間に対応する保証料を保証開始時に一括で受領する方法と毎月の残高に応じて受領する方法があります。一括で受領した保証料については、保証期間に応じて収益計上を行い、今後発生する代位弁済に備えるため、安全性の高い預金、国債等の低リスク商品を中心に保有・運用を行っております。

保証委託者が借入後に返済不能に陥った場合には、当社は金融機関等との保証基本契約に基づき、金融機関等あてに代位弁済を履行のうえ、求償債権を取得して保証委託者に代位弁済金額の返済請求を行います。保証債務に関しては、今後発生し得る代位弁済発生による損失額を見積り、債務保証損失引当金を計上しております。

代位弁済後において、当社は取得した求償債権を基に保証委託者から回収を図ることになります。当社は求償債権回収の基本方針として回収期間の短縮化と回収金額の最大化を掲げております。殆どの求償債権には不動産担保が設定されているため、保証委託者の実態に応じた物件売却(任意売却・競売)を実施し、迅速かつ最大限の回収に努めております。なお、求償債権に関しては貸倒金額を見積り、貸倒引当金を計上しております。

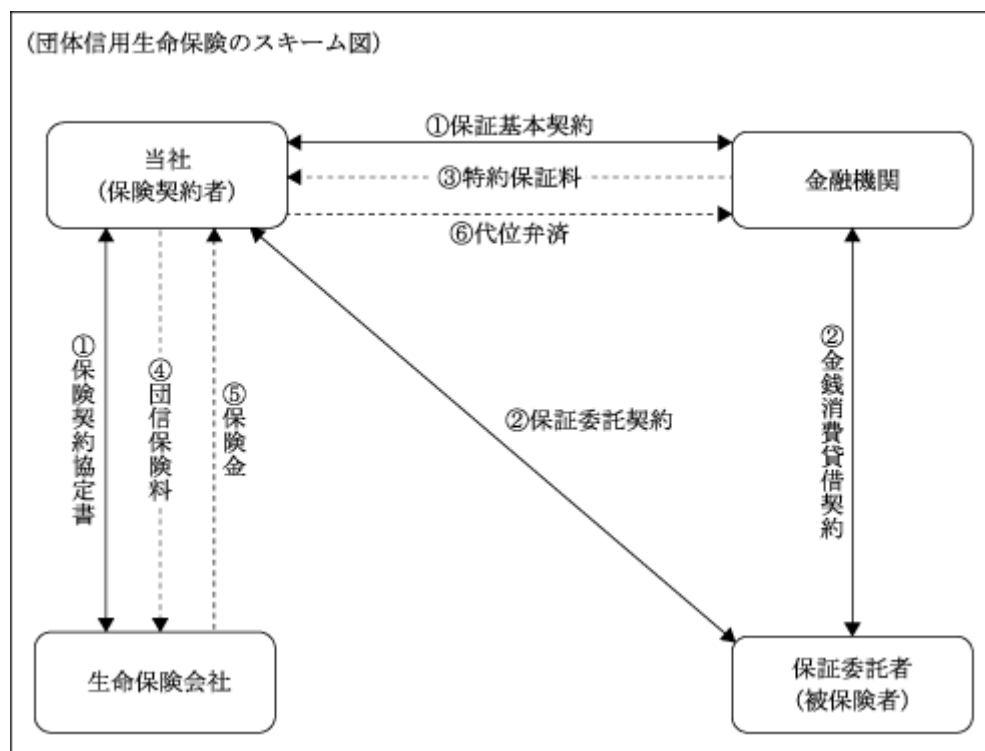
信用保証業務の流れ



当社取扱いにおいては、保証委託者が団体信用生命保険に原則加入しております。当社の団体信用生命保険は、当社が保険契約者、保証委託者が被保険者となり、当社指定の保険会社の保険へ融資実行と同時に加入する仕組みとなっております。その際、当社は金融機関より他の団体信用生命保険との商品競合性を加味して設定した特約保証料を受領し、団体規模や加入者の構成に基づき算定される団信保険料を保険会社に支払っております。

団体信用生命保険に加入することにより、保証委託者が償還期間の途中での死亡や高度障害状態になった場合等に、債務残高と同額の保険金が保険会社から当社に支払われ、その保険金をもって当社は金融機関に代位弁済を行い、金融機関はその代位弁済金をもって当該債務の返済に充当します。

金融機関は債権回収にかかる諸手続を省略することが可能になり、保証委託者側も保険金の支払いによって家族が多額の債務を負担することがなくなります。



(2) 当社の特徴

当社と同様の住宅ローン等に係る信用保証業務は金融機関等系列の保証会社等でも行われておりますが、当社はこれらの保証会社等とは異なり、特定の金融機関や業界等の制限を受けない独立系の保証会社として、幅広い契約先と全国的に事業を展開しております。

全国的な事業展開により、当社は特定金融機関の経営リスクや狭い範囲の地域経済圏の影響を受けることなく、保証リスクの分散が可能となります。また、当社は日本各地の主要地域に店舗を設置し、地域密着型の営業体制を構築するとともに、「(3)当社保証商品について」に記載している保証商品等の提供を行っております。

(3) 当社保証商品について

当社は、これまでの保証案件の引き受けを通じて、代位弁済に至った保証委託者の属性等について分析を行い、新商品の開発、既存商品の改訂等を継続的に実施しております。現在当社が取扱っている主な保証別の商品特徴は以下の通りであります。

住宅ローン保証

当社の信用保証事業の中核となる保証であり、諸費用を含む住宅取得資金や借換資金、リフォーム資金など、お客様の様々なニーズにお応えすることが出来る、多様な商品を揃えております。保証料につきましては、担保評価による区分と勤続年数や年収などの要件による区分を設けております。

特に、基幹商品において、担保や属性の優良なお客様はより低廉な保証料がご利用いただけるように段階的な保証料体系を設定しております。

また、当社では、前述の通り当社が保証を引き受けるに際して保証委託者には団体信用生命保険に原則加入していただいております。

教育ローン保証

教育資金借入を保証する商品であり、一度に必要な額をご利用いただける証書貸付形式のほか、極度枠を設け、必要なときに随時ご利用いただける当座貸越形式にも対応しております。資金使途につきましても、学費・受験費用以外の資金にも幅広く対応しております。

アパートローン保証

賃貸住宅建設費用の借入を保証する商品であり、返済負担割合や担保状況に応じて段階的な保証料体系を設けております。

なお、2020年4月より新規の受付を休止しております。

カードローン保証

当社保証付の住宅ローンをご利用、又は既に利用中の方がカードローンを利用する場合に保証する商品であり、煩雑な手続きが不要で繰り返し自由に借入・返済が可能です。

用語解説

代位弁済：当社に保証委託された方が、金融機関への借入金返済が履行不能になった場合に、当社が保証委託者に代わって返済を行うことです。

求償債権：当社が保証委託者の借入金を代位弁済したことにより、保証委託者に対して返済を請求する権利に基づいた債権のことです。

任意売却：任意売却とは債務者と債権者の間に仲介者が入り、不動産を競売にかけずに、債務者・債権者・不動産の購入者の3者が合意した価格で売却を成立させる取引です。

競売：競売(担保不動産競売)は、抵当権に基づき裁判所を通じて売却する方法です。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
257〔73〕	36.4	9.2	7,180

- (注) 1. 従業員数算定にあたっての従業員とは、執行役員3名を含む正社員を指し、社外への出向者17名を含んでおりません。
2. 契約社員、嘱託社員、パート社員および派遣社員は、〔 〕内に年間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。
3. 平均勤続年数の算定にあたっては、転籍異動した者の転籍元会社での勤続年数を通算し、育児・介護休業等の休職・休業期間は通算しておりません。
4. 平均年間給与は、第40期事業年度(2019年4月1日～2020年3月31日)において、各月の対象となる従業員に支給した給与・基準外賃金の平均支給額ならびに各賞与の平均支給額を加算したものを記載しております。
5. 当社は信用保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別従業員の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「機関保証を必要とする全てのお客様に最高の保証商品とサービスを提供することにより、お客様の夢と幸せの実現をお手伝いするとともに、信用保証事業を通じて地域社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、全てのステークホルダーの視点に立った経営施策を実施することで企業価値の向上および持続的な発展・成長を目指しております。

(2) 中期的な経営戦略ならびに目標とする経営指標

当社を取り巻く環境といたしましては、長期的には少子高齢化に伴う人口・世帯数の減少により新築住宅市場の縮小が見込まれるものの、当面は現在の新設住宅着工戸数の水準が続くことが見込まれることに加え、中古・リフォーム市場の活性化も予想されます。

こうした事業環境を踏まえ、当社では2020年度から2022年度の3年度を計画期間とする中期経営計画「Beyond the Border」を策定しております。この中期経営計画では、「積み上げた信用と信頼を礎とし、国内トップの保証会社として確固たる地位を確立する」をビジョンに掲げ、事業規模拡大、事業領域拡大、企業価値向上、の3つの基本方針に基づき各種施策を行ってまいります。

目標とする経営指標として、住宅ローン保証事業を持続的に拡大していくことが企業価値向上につながると捉えており、保証債務残高および新規保証実行件数としております。

(3) 会社の対処すべき課題

当社は、中期経営計画の基本方針に基づき、今後の持続的成長ならびに安定的な利益確保を図るべく、以下の課題に取り組んでまいります。

事業規模拡大

国内の民間金融機関による住宅ローンは、新規貸出額が年間約18兆円、既存貸出残高が約174兆円という巨大な市場規模であり、当社が保証債務残高を更に拡大できる余地は十分に存在しております。

当社は、市場シェアを拡大するため、700を超える提携金融機関との取引深耕ならびに未提携金融機関との提携数増加による従来の営業基盤強化に加え、金融機関以外の企業との連携により住宅ローン申込チャネルを新しく開拓することで事業規模の拡大を図ってまいります。また、既存貸出市場の拡大施策として、他保証会社からの保証債務承継などにより保証債務残高の増加に取り組んでまいります。

事業領域拡大

当社の中核事業である住宅ローン保証事業につきましては、今後も着実な成長が可能と捉えております。当社は、独自の強みを活用することにより事業領域の拡大を図り、収益源の多様化を目指してまいります。

具体的には、これまでの信用保証事業で構築した営業基盤を活用し、子会社サービサーの事業規模拡大を図るほか、信用保証事業と親和性の高い事業分野への進出を検討してまいります。また、海外展開についても、地域選定や他企業との協業可能性などを長期的観点から研究してまいります。

企業価値向上

当社の保証債務残高は13兆円を超える規模となっており、企業としての社会的責任は益々増していると認識しております。当社は非財務情報の充実や経営資源の有効活用、業務効率化推進により企業価値を高めてまいります。また、持続的な成長の実現に向けて、住宅ローン信用保証事業を通じて社会課題の解決に貢献を図るべく、SDGsへの取り組み方針を策定のうえ実行してまいります。

2【事業等のリスク】

当社の事業その他に関するリスクのうち、経営者が財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下の通りであります。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 景気、金利および住宅市場の動向等の外部環境による影響

当社は、主に保証委託者が金融機関等から借入れを行う住宅ローンに対して連帯保証をすることを中核とした「信用保証事業」を行っているため、保証委託希望者の心理動向、市場金利の動向、住宅の建設動向、消費税やその他不動産に係る税制の改正、日本国内の人口減少等の影響を受ける可能性があります。

そのため、住宅購入意欲の低減、住宅ローン金利の上昇、住宅ローン市場の縮小等が当社業績に影響を与える可能性があります。

(2) 信用リスク

代位弁済について

当社は、事業内容の特徴上、保証委託者の債務不履行が発生した際に金融機関等に対して代位弁済を行います。代位弁済の発生を防ぐために厳格な審査および延滞管理を行っております。

審査につきましては、厳格な審査基準に則り、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者および審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。

また、信用リスクの高い案件については、審査部において審査および決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷いております。

延滞管理につきましては、延滞初期段階から金融機関と協調して債権管理業務に取り組み、代位弁済の発生低下に努めております。保証委託者の状況を早期に把握し、案件毎に対応方針を策定したうえで、延滞解消に向けた助言および督促を行っております。

しかし、国内外の著しい経済環境の悪化や金利上昇などが、保証委託者のローン返済に影響を及ぼし、代位弁済が増加する可能性があります。

債務保証損失引当金および貸倒引当金について

当社では、自己査定および償却・引当に関する規程に基づき、代位弁済前の保証債務について債務保証損失引当金、代位弁済後の求償債権について貸倒引当金を計上しております。これは、保証委託者の状況、保全状況および過去の一定期間における貸倒実績率ならびに回収可能性を考慮した回収不能見込額を算定した予想損失額に対して計上しておりますが、実際の貸倒れが予想損失額を見積った前提を上回った場合や担保価値が下落した場合に、貸倒引当金の積み増し等により与信関連費用が増加する可能性があります。

(3) 市場関連リスク

金利変動に関するリスク

当社では、保証の引き受けによって生じる負債に見合った運用資産を適切に管理するため、債券ポートフォリオを構築する際に、各年限がほぼ均等な割合になるよう、ラダー型ポートフォリオの形成を目指しつつ、市場環境に応じながら保証委託者に対して負う当社の保証債務のデュレーション(残存期間)とのバランスを考慮しております。

金利の低下局面では、より低い金利水準を求めて期限前償還または繰上返済される債券ならびに満期を迎えて償還される資産を再投資した際の運用利回りは従前より低くなるため、平均運用利回りは低下いたします。当社の保証料は保証開始時に一括で受領する方法と毎月の残高に応じて受領する方法がありますが、一括して受領した場合、運用利回りが低下することで、長期的な事業運営に影響を受ける可能性があります。

金利の上昇局面では、資産運用利回りの上昇により当社の資産運用ポートフォリオの収益力が向上する一方、債券の現在価値が下落し、当社の純資産にマイナスの影響を与える可能性があります。

信用に関するリスク

当社は、債券を含む有価証券や定期預金等の金融商品を保有しております。

信用格付けの引下げによる債券価格の下落、債券の債務不履行(デフォルト)、運用先の金融機関の破綻等が発生した場合には、当社の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

為替変動に関するリスク

当社が保有する有価証券の一部には、為替市場の動向によって価格が下落する可能性のある有価証券が含まれております。価格の下落により、保有有価証券の評価損益の悪化、減損処理等による損失発生可能性があります。

株価変動に関するリスク

当社が保有する有価証券の一部には、市場性のある株式が含まれておりますが、株価が下落した場合に、保有株式に減損または評価損が発生する可能性があります。

(4) 流動性・資金調達に関するリスク

当社は、今後予想される代位弁済や保証委託契約の対象となるローンの繰上完済に伴う未経過保証料の返戻に対応するために十分な流動性を維持できるよう、保証債務および求償債権の管理と資産運用ポートフォリオの構築をしております。急激な景気後退等により代位弁済が急増した場合には、流動資産が減少し、その他の資産を不利な条件で解約や処分することを強いられる可能性があります。

また、当社は格付機関より信用格付を取得しております。その信用格付が引き下げられた場合、ローンの金利負担が増加する可能性があり、当社の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) システムリスク

当社保証業務の多くの部分がシステム化していることから、コンピューターシステムの機器障害・回線障害ならびに誤作動等により、正常な業務運営が妨げられないようにシステム全般に適切なセキュリティ対策を講じております。しかしながら、ソフトウェアの不具合や外部からの不正アクセス等により、システムの安定的な運用が困難となった場合、社会的信用に悪影響を及ぼし、新規保証申込が減少する可能性があります。

(6) 情報漏洩に関するリスク

当社では、多くの個人情報保有しております。個人情報漏洩の発生を防ぐために個人情報保護関連の規程・細則を整備し、従業員に対する教育の徹底を実施しておりますが、万が一、個人情報が悪意のある第三者によるコンピューターへの侵入や役職員および業務委託先による人為的なミスや事故等により外部へ漏洩した場合、当社の信用が失墜し、業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(7) 事務リスク

当社では、不正確な事務処理あるいは事故および不正等による業務品質の低下を防止するために、各種規程や業務マニュアルに基づいた事務処理を徹底しております。また、各種業務をシステム化することにより、人為的ミスの少ない効率的な事務処理体制の構築を進めております。しかしながら、不正や過失等に起因する不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

(8) 法務・コンプライアンスリスク

当社は、業務を遂行するうえで様々な法令等の適用を受けており、その遵守に努めておりますが、これらの法令等の遵守ができなかった場合には、社会的信用に悪影響を及ぼし、業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

また、これらの法令等が将来において変更・廃止され、あるいは、新たな法令が施行される可能性があり、その内容によっては、業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(9) 風評リスク

金融業界を対象として、その業種柄、健全性を懸念する否定的な内容の報道、インターネット上の掲示板への書き込み等がなされ、拡散した場合にお客様や市場関係者間の評判が悪化することにより、当社の業務遂行および社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する仮定を含む様々な見積りに基づいているため、実際の結果が大きく異なる可能性があります。将来的な会計基準の変更により、当社が計上できる繰延税金資産の金額に制限が設けられる場合や、将来の課税所得見通しに基づき当社が繰延税金資産の一部を回収できないとの結論に至った場合には、繰延税金資産が減額される可能性があります。その結果、当社の財務内容および業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 災害リスク

当社は、全国に事業を展開しておりますが、本社、営業拠点、子会社を東京都に有しており、万が一、東京都を含む広域の災害が発生した場合、あるいは東京都を中心とする局地的な災害等が発生した場合は、当社役職員、事業所およびその他設備に甚大な被害が及ぶ可能性があります。

また、大規模かつ広範囲な災害や感染症等の流行を原因として多くの建物への被害や死者が出た場合には、当社の業務遂行および財務内容、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 各種規制および制度等の変更に伴うリスク

当社では、現時点での法令、規則、政策および会計基準等に従って業務を遂行しておりますが、将来における規制および引当金の計上基準を含めた会計基準の変更といった各種制度の変更等が当社の業務遂行および財務内容、業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が継続し緩やかな回復を見せておりましたが、諸外国の通商問題や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、先行き不透明な状況となりました。

住宅市場につきましては、政府の住宅取得支援策や住宅ローンの低金利環境の継続により、新設住宅着工戸数のうち持家、分譲住宅の合計は、前年同期並みとなったものの、相次ぐ自然災害や消費税率引き上げなどによる消費者マインドの低下により、2019年10月以降は弱含みで推移しました。また、住宅ローン市場におきましても、住宅市場同様に弱含みで推移しました。

このような事業環境のもと、当社は中期経営計画「Best route to 2020」の最終年度として「事業規模の拡大」、「企業価値の向上」ならびに「事業領域の拡大」の課題を中心に各種施策に取り組んでまいりました。

事業規模の拡大におきましては、既存提携金融機関との利用率向上および未提携金融機関との新規契約締結に取り組んでまいりました。既存提携金融機関との利用率向上につきましては、提携金融機関と当社のデータをつなぐシステムの利用先増加のための提案活動に努めたほか、当社保証商品についての説明会や営業店への訪問活動を展開しました。また、例年ご好評いただいているキャンペーンを実施し、住宅ローン獲得に向けた営業推進にお役立ていただきました。未提携金融機関との新規契約締結におきましては、継続的な営業活動を展開した結果、当事業年度において銀行1行、信用組合1組合、JA3組合、JF1組合の合計6機関と契約締結に至りました。また、他の保証会社の株式を買い取り子会社化することにより、既存住宅ローン市場における事業規模拡大に取り組みました。

企業価値の向上におきましては、経営の透明性や対外的な信用を高めることを目的に国内信用格付機関より、Aレンジの信用格付を新規に取得しました。また、システム化による業務効率化の取り組みを継続したほか、働きやすい環境整備への取り組みを行うなど、活力ある企業風土の醸成に努めました。

事業領域の拡大におきましては、当社求償債権の管理・回収業務の一部を委託している子会社の運営体制強化のための取り組みを継続しました。

	2019年3月期	2020年3月期	対前期増減率(%)
営業収益	43,204百万円	45,203百万円	4.6
営業利益	34,229百万円	35,379百万円	3.4
経常利益	35,169百万円	35,760百万円	1.7
当期純利益	24,134百万円	24,430百万円	1.2

こうした取り組みの結果、当事業年度の営業収益は、保証債務残高が堅調に推移し増収となりました。

営業費用につきましては、代位弁済の発生が引き続き低位に推移したことにより、債務保証損失引当金繰入額は減少となった結果、営業利益は増益となりました。

経常利益は、劣後特約付きローンの支払手数料や支払利息など営業外費用が発生したものの、有価証券利息が増加するなど営業外収益を計上した結果、増益となりました。

投資有価証券の売却損や評価損を特別損失に計上いたしましたが、当期純利益は増益となりました。

最終的に営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益は、それぞれ過去最高の数値を更新しました。

なお、当社は信用保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態の状況

当事業年度末の総資産は、前事業年度末に比べて16.1%増加し、372,968百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べて8.3%増加し、204,500百万円となりました。これは現金及び預金が増加したことなどによります。

固定資産は、前事業年度末に比べて27.2%増加し、168,468百万円となりました。これは投資有価証券、長期貸付金が増加したことなどによります。

負債合計は、前事業年度末に比べて17.3%増加し、227,919百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて1.6%減少し、29,910百万円となりました。これは前受収益が増加したものの、債務保証損失引当金、未払法人税等が減少したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べて20.9%増加し、198,008百万円となりました。これは長期借入金、長期前受収益が増加したことなどによります。

純資産合計は、前事業年度末に比べて14.2%増加し、145,049百万円となりました。これは利益剰余金が増加したことなどによります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ55,753百万円増加し、126,745百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は29,778百万円（前年同期は32,812百万円の資金増加）となりました。主な増加要因は税引前当期純利益35,241百万円、長期前受収益の増加額4,177百万円等であります。一方、主な減少要因は法人税等の支払額11,313百万円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、増加した資金は2,714百万円（前年同期は34,182百万円の資金減少）となりました。主な増加要因は定期預金の払戻による収入114,350百万円、有価証券の売却及び償還による収入12,320百万円、投資有価証券の売却及び償還による収入6,110百万円等であります。一方、主な減少要因は定期預金の預入による支出74,450百万円、投資有価証券の取得による支出41,035百万円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、増加した資金は23,260百万円（前年同期は5,505百万円の資金減少）となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入29,250百万円等であります。一方、主な減少要因は配当金の支払額5,992百万円等であります。

当社における運転資金の需要は、代位弁済金の支払ならびに販売費及び一般管理費等の営業費用となります。当社のビジネスモデルにおいては、保証引受の役務と同時に対価である保証料を収受することが多く、必要資金の流動性及び源泉の安定的確保が可能であることから、運転資金については自己資金にて対応することとしております。

生産、受注及び販売の状況

a) 生産実績

該当事項はありません。

b) 受注状況

該当事項はありません。

c) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメント別に示すと、次の通りであります。

セグメント名	金額(百万円)	前期比(%)
信用保証事業	45,203	104.6%

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

重要な会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。財務諸表の作成にあたり、資産・負債の残高および収益・費用の金額に影響を与える会計上の見積り等は、過去の実績や現在の状況ならびに現在入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられる見積り等を採用しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積り等と異なる場合があります。当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況」中、「1(1)財務諸表」の「重要な会計方針」に記載しております。

当社は、住宅ローン保証を中心とした信用保証事業を展開しており、債務保証に係る損失に備えるための債務保証損失引当金および求償債権の貸倒れによる損失に備えるための貸倒引当金の見積りを行っております。

債務保証損失引当金は、当社が保有する保証債務から将来発生しうる損失に備えて計上しており、過去の一定期間における代位弁済および回収の実績を基に算出しております。経済環境の悪化等により代位弁済が増加、不動産市場の悪化により回収が低下した場合には、債務保証損失引当金が増加する可能性があります。

貸倒引当金は、代位弁済により取得した求償債権から発生する損失を見込んで計上しており、担保物件からの回収見込額を基に算出しております。不動産市場の悪化により回収が低下した場合には、貸倒引当金が増加する可能性があります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大は、経済環境や不動産市場に影響を与える可能性があります。現時点においては不確実性が大きいため、これらの引当金の見積りに反映させることは困難であります。

経営成績の分析

財政状態およびキャッシュ・フローに関する分析については、「3.経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1)経営成績等の状況の概要」に記載のとおりです。

各種指標については以下のとおりです。

a) 受付件数、実行件数ならびに新規保証実行金額

民間金融機関保証における受付件数、実行件数、新規保証実行金額につきましては、提携金融機関の利用率向上により順調に推移しております。

民間金融機関住宅ローン保証における受付件数、実行件数、新規保証実行金額の推移

(単位：件、百万円)

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
受付件数	260,343	284,552	289,258
実行件数	68,073	68,311	67,003
新規保証実行金額	1,666,315	1,722,629	1,732,416

b) 保証債務残高

保証債務残高および保有契約件数は、民間金融機関保証における住宅ローン保証が堅調に推移していることから、増加を続けております。これは、他社と差別化した保証商品のラインナップや多様な保証料設定を実施した結果と捉えております。

なお、公的住宅融資保証およびその他に含まれる家賃保証につきましては、新規保証の取扱いを停止しており、保証債務残高および保有契約件数は減少しております。

イ. 保証債務残高および保有契約件数の推移

(単位：件、百万円)

区分	2018年3月末		2019年3月末		2020年3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
当社	726,483	11,789,304	772,818	12,717,625	815,528	13,616,023
民間金融機関	705,674	11,702,638	754,315	12,643,809	799,337	13,553,438
住宅ローン	679,730	11,630,848	725,226	12,574,439	768,251	13,485,605
アパートローン	28	803	27	717	22	526
教育ローン	184	162	134	117	105	82
カードローン	11,327	753	14,971	1,180	17,925	1,516
その他	14,405	70,070	13,957	67,353	13,034	65,707
公的機関	19,545	84,809	17,521	72,242	15,684	61,266
その他	1,264	1,856	982	1,573	507	1,318
子会社					9,098	90,397

ロ. 民間金融機関住宅ローン保証における業態別保証債務残高および保有契約件数の推移

(単位：件、百万円)

区分	2018年3月末		2019年3月末		2020年3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
民間金融機関	679,730	11,630,848	725,226	12,574,439	768,251	13,485,605
銀行	230,315	4,392,186	265,574	5,185,779	302,579	6,028,456
信用金庫	361,388	5,901,003	368,975	6,010,834	372,923	6,046,424
信用組合	33,623	431,295	34,384	444,258	34,866	454,692
J A	53,131	887,254	54,953	913,249	56,451	933,939
J F・労働金庫・その他	1,184	18,515	1,254	19,784	1,356	21,630
未提携	89	593	86	533	76	461

- (注) 1. J Aとは農業協同組合、信用農業協同組合連合会を指します。
 2. J Fとは漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会を指します。
 3. 未提携とは、合併や破綻した金融機関が保有していた当社保証付きの住宅ローン債権を引き継ぎ、当社と保証基本契約が未締結の金融機関を指します。

c) 提携金融機関数

当社は外部の保証機関を求め金融機関等のニーズに応えるべく、多数の金融機関と保証基本契約を締結してまいりました。

系列保証会社への一極集中からリスク分散を図ることなどを目的とした外部保証会社導入の検討が進み、当社に対するニーズは高まっております。こうした状況を踏まえ、当社は、保証シェアの拡大を図るべく未提携金融機関へ新規契約締結に向けたアプローチを継続しております。

なお、2020年3月末における金融機関数が減少した理由は、金融機関の合併によるものです。

金融機関業態別提携金融機関数の推移

(単位：機関)

	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末
銀行	90	93	93
信用金庫	250	248	244
信用組合	100	99	99
J A	279	283	275
J F・労働金庫・その他	27	27	28
合計	746	750	739

- (注) 1. J Aとは農業協同組合、信用農業協同組合連合会を指します。
 2. J Fとは漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会を指します。
 3. 各事業年度末時点の提携金融機関数を集計しております。

d) 延滞金額

良好な雇用環境が続いたことに加え、延滞初期段階から金融機関と協調し返済正常化を目的とした相談・助言を行い、保証委託者の実態について早期把握に努めたことから、保証債務残高に対する延滞金額の割合は低位で推移しております。

民間金融機関住宅ローン保証における延滞金額の推移

(単位：百万円)

	2018年3月末 (金額：2017年9月末時点)	2019年3月末 (金額：2018年9月末時点)	2020年3月末 (金額：2019年9月末時点)
延滞金額	24,014	24,095	26,990

(注) 延滞金額につきましては、延滞期間が3ヶ月以上の保証引受先を集計しています。

e) 代位弁済金額および求償債権回収金額

イ. 代位弁済金額

延滞初期段階から保証委託者の現状と将来の返済能力を早期に把握し、延滞長期化の防止および返済正常化に取り組んでいることから、保証債務残高に対する代位弁済金額の割合は低位で推移しております。

代位弁済金額の推移

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
代位弁済金額	11,237	11,709	12,036

ロ．求償債権回収金額

当社が代位弁済後において取得する求償債権につきましては、その殆どに不動産担保が設定されております。当社では、回収期間の短縮化と回収金額の最大化を図るという基本方針に基づき、保証委託者の実態に応じた物件売却(任意売却・競売)を実施し、迅速かつ最大限の回収に努めております。

求償債権回収金額の推移

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
求償債権回収金額	7,594	8,469	8,564

経営戦略の現状と見通し

中期経営計画「Beyond the Border」において、「積み上げた信用と信頼を礎とし、国内トップの保証会社として確固たる地位を確立する」をビジョンとして掲げております。中核事業である住宅ローン保証事業の更なる拡大に加え、収益源の多様化を図るべく事業領域の拡大にも取り組むことにより、中長期的な観点による着実な成長を目指してまいります。

事業規模拡大に向け、現在の営業基盤を強化し新規住宅ローンにおける当社保証案件の増加に取り組むほか、既に貸出されている住宅ローン市場においては他社の保証債務承継等を進めていくことにより、国内の住宅ローン市場に占める当社保証のシェア拡大を図ってまいります。事業領域拡大につきましては、子会社サービサーの事業規模拡大を図るほか、信用保証事業と親和性の高い事業分野への進出を検討してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、2020年2月7日開催の取締役会決議に基づき、事業規模の拡大および財務基盤の更なる強化を図ることを目的としてシンジケート団（銀行5行）とシンジケートローン契約を締結しました。

借入金額 300億円
 契約締結日 2020年2月7日
 最終弁済期限 2055年3月31日

5【研究開発活動】

金額が僅少のため、記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は416百万円であり、主にシステム関連機器の取得による支出であります。
 なお、当事業年度において重要な設備の除去、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下の通りであります。

なお、当社は信用保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
		建物	ソフトウェア 及び ソフトウェア 仮勘定	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	統括業務施設	14	653	139	808	59
本店 (東京都千代田区)	営業施設	16	-	5	22	62
札幌支店 他10ヶ所	営業施設	45	-	43	89	136

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いております。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具、器具及び備品の合計であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	68,871,790	68,871,790	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない、当社 における標準となる株式であ ります。 単元株式数は100株でありま す。
計	68,871,790	68,871,790		

(注) 提出日現在発行数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく株式報酬型ストック・オプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、当社取締役会において決議されたものであり、その内容は次の通りであります。

a) 第1回～第6回株式報酬型新株予約権の内容

	第1回株式報酬型 新株予約権	第2回株式報酬型 新株予約権	第3回株式報酬型 新株予約権
決議年月日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
付与対象者の区分 および人数	当社取締役4名	当社取締役4名	当社取締役4名
新株予約権の数 (注)1	687個	521個	671個
新株予約権の目的となる 株式の種類、内容および 数 (注)1	普通株式6,870株	普通株式5,210株	普通株式6,710株
新株予約権の行使時の 払込金額	1円	1円	1円
新株予約権の行使期間	2014年7月24日から 2044年7月23日まで	2015年7月23日から 2045年7月22日まで	2016年7月21日から 2046年7月20日まで
新株予約権の行使により株 式を発行する場合の株式の 発行価格および資本組入 額	発行価格 2,314 資本組入額 (注)2	発行価格 4,275 資本組入額 (注)2	発行価格 3,759 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する 事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事 項	(注)4		

	第4回株式報酬型 新株予約権	第5回株式報酬型 新株予約権	第6回株式報酬型 新株予約権
決議年月日	2017年6月16日	2018年6月15日	2019年6月14日
付与対象者の区分 および人数	当社取締役4名	当社取締役4名	当社取締役4名
新株予約権の数 (注)1	542個	674個	833個
新株予約権の目的となる 株式の種類、内容および 数 (注)1	普通株式5,420株	普通株式6,740株	普通株式8,330株
新株予約権の行使時の 払込金額	1円	1円	1円
新株予約権の行使期間	2017年7月20日から 2047年7月19日まで	2018年7月19日から 2048年7月18日まで	2019年7月18日から 2049年7月17日まで
新株予約権の行使により株 式を発行する場合の株式の 発行価格および資本組入 額	発行価格 4,353 資本組入額 (注)2	発行価格 4,529 資本組入額 (注)2	発行価格 3,714 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する 事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事 項	(注)4		

当事業年度の末日における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1個につき目的となる株式数は10株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同様。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下、「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間の最終日まで、当社所定の相続手続を完了しなければならない。

相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)1に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(4) 新株予約権を行使できる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記(注)2に準じて決定する。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注)3の定め又は当社との新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社取締役会）において承認された場合は、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

b) 第7回株式報酬型新株予約権の内容

決議年月日	2020年6月19日
付与対象者の区分および人数	当社取締役4名
新株予約権の数	[募集事項](3)に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式8,500株 [募集事項](4)に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	[募集事項](8)に記載しております。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	
新株予約権の行使の条件	[募集事項](9)に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	[募集事項](12)に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	[募集事項](13)に記載しております。

(注) 2020年6月19日の取締役会において決議した内容を記載しております。

[募集事項]

(1) 新株予約権の名称

全国保証株式会社 第7回株式報酬型新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数

当社取締役 4名

(3) 新株予約権の総数 850個

上記の総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は10株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額を払込金額とする。当該払込金額は、公正な評価額であるため有利発行にはあたらない。新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(6) 新株予約権の割当日

2020年7月21日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とする。

(8) 新株予約権を行使できる期間

2020年7月22日から2050年7月21日までとする。

ただし、行使の期間の最終日が当社の休日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下、「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

(ア) 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

(イ) 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ前記(8)所定の行使期間の最終日までに、当社所定の相続手続を完了しなければならない。

(ウ) 相続承継人は、前記(8)所定の行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、前記(9)の定め又は当社との新株予約権割当契約の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会(株主総会が不要な場合は当社取締役会)において承認された場合は、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(12) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(13) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(4)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使できる期間

前記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(8)に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記(10)に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

前記(11)に準じて決定する。

(14) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(15) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
 株式会社三菱UFJ銀行 新丸の内支店

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年4月1日 (注)	2,780	68,860,980	3	10,684	3	618
2018年6月18日 (注)	10,810	68,871,790	18	10,703	18	637

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		60	20	216	332	59	28,889	29,576	
所有株式数(単元)		369,843	23,108	5,198	234,810	71	55,570	688,600	11,790
所有株式数の割合(%)		53.71	3.36	0.75	34.10	0.01	8.07	100.00	

(注) 自己株式423株は、「個人その他」に4単元、「単元未満株式の状況」に23株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	6,200,000	9.01
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	6,200,000	9.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,310,100	6.26
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	4,271,000	6.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,996,900	4.35
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,655,200	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,151,100	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,130,900	1.64
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,089,737	1.58
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,074,800	1.56
計		30,079,737	43.72

(注) 所有株式数の割合は、自己株式423株および株式給付信託(J-ESOP)信託口が保有する83,845株を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,859,600	688,596	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 11,790		
発行済株式総数	68,871,790		
総株主の議決権		688,596	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託(J-E S O P)の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式83,800株(議決権の数838個)を含めておりません。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 全国保証株式会社	東京都千代田区大手町 二丁目1番1号	400		400	0.00
計		400		400	0.00

(注)株式給付信託(J-E S O P)の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式83,800株は、上記自己株式に含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

従業員株式所有制度の概要

当社は、2014年5月19日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに当社子会社の取締役および従業員を含む、以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

本制度の導入により、従業員等の株価および業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

従業員に取得させる予定の株式の総数

2014年8月6日付で270百万円を拠出し、すでに資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が100,700株を取得しております。

なお、2020年3月31日現在における資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)の保有株式数は83,845株であります。

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	27	0
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況および保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	423		423	

(注) 1. 当期間における保有自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式は含めておりません。

2. 上記には、株式給付信託(J-E S O P)の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式83,845株を含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題の一つとして捉えており、強固な財務基盤の構築に必要な内部留保を確保しつつ、経営全般を総合的に勘案のうえ安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。

上記方針のもと、第40期事業年度に属する剰余金の配当につきましては、1株当たり95円としております。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、現状では年間業績等を見極めた上で配当することとしていることから、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

これらの剰余金の配当について、期末配当の決定機関は株主総会、中間配当につきましては上記の通り取締役会であります。

(注) 基準日が第40期事業年度に属する剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2020年6月19日 定時株主総会決議	6,542	95

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「機関保証を必要とする全てのお客様に最高の保証商品とサービスを提供することにより、[お客様の夢と幸せの実現]をお手伝いするとともに、信用保証事業を通じて地域社会の発展に貢献する」という経営理念に基づき、住宅ローンの信用保証会社として公共的使命と社会的責任を果たすことで、ステークホルダー（利害関係者）からの負託に応えることとしております。このため、意思決定の透明性・公正性の確保と中長期的な企業価値向上を実現することを目的に、「コーポレートガバナンス・コードの各原則」の主旨を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は、業務に精通した取締役による職務執行を監査役が監査する監査役設置会社形態を採用しております。併せて、経営全般の助言、業務執行に対する牽制の観点から3名の社外取締役を任用し、経営監督機能を強化しております。

また、当社の監査役は、全4名中3名が社外監査役であり、かつ監査役の独立性と監査の実効性を確保し、監査機能の強化を図るべく、法令に基づき監査役会を設置するとともに監査役職務補助者を任命し、さらに内部監査部門や会計監査人との連携を強化するなどの取り組みを行っております。監査役は取締役会、その他重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに原則毎月1回およびその他必要に応じて監査役会を開催し、経営執行部から業務執行状況を聴取する等、適正な監査を行っております。

会社の機関等の概要は以下の通りです。

a) 取締役会

当社の取締役会は、7名の取締役（うち、社外取締役3名）にて構成され、業務執行に関する基本方針・重要事項について決議を行っており、原則毎月1回およびその他必要に応じて開催しております。

取締役会は、法定事項、定款委任事項および株主総会決議委任事項について判断決定しております。また、経営会議又は専門委員会に、取締役会の決議事項の一部について決議を委嘱することができるものとし、代表取締役および業務を執行する担当取締役には、意思決定業務についての決裁権限を付与しております。業務執行の監査として監査役も出席しております。

役員構成につきましては、当社の業務に精通した業務執行取締役、金融分野における経験および知識が豊富であり、公正な決議、経営全般に適切な助言を与えられる独立性の高い社外取締役を選任し、多様で豊富な知見を有する取締役で構成しております。取締役会議長は代表取締役社長が務めております。

(構成員および出席者)

代表取締役社長	石川 英治	社外取締役	今戸 智恵
専務取締役	山口 隆	常勤監査役	藤野 護
常務取締役	青木 裕一	社外監査役	佐藤 隆文
取締役	浅田 慶一	社外監査役	鈴木 秀彦
社外取締役	上條 正仁	社外監査役	板垣 絵里
社外取締役	永島 義郎		

b) 経営会議

取締役会決議事項を含む経営上の重要事項に関わる協議、取締役会から委嘱された事項の決議を行う機関として、経営会議を原則毎週1回およびその他必要に応じて開催し、迅速な業務運営に努めております。経営会議は常勤取締役および本社に常勤する執行役員にて構成され、同会議に常勤監査役が出席し、業務執行の監査を行っております。経営会議長は代表取締役社長が務めております。

(構成員および出席者)

代表取締役社長	石川 英治	常勤監査役	藤野 護
専務取締役	山口 隆	執行役員	小松 朗
常務取締役	青木 裕一	執行役員	米田 典由
取締役	浅田 慶一	執行役員	高橋 淳

c) 各種委員会

コーポレートガバナンスを有効に機能させるため、取締役会傘下の委員会として「リスク管理委員会」、
 「コンプライアンス委員会」を以下の通り設置しております。

ア. リスク管理委員会

リスク管理全般に関する諸事項の審議を行っており、原則毎月1回およびその他必要に応じて開催しております。リスク管理委員会は常勤取締役、本社に常勤する執行役員、経営企画部長にて構成されております。同委員会には常勤監査役も出席し、リスク管理体制の運用状況を検証しております。委員長は代表取締役社長が務めております。

(構成員および出席者)

代表取締役社長	石川 英治	執行役員	小松 朗
専務取締役	山口 隆	執行役員	米田 典由
常務取締役	青木 裕一	執行役員	高橋 淳
取締役	浅田 慶一	経営企画部長	水口 耕
常勤監査役	藤野 護		

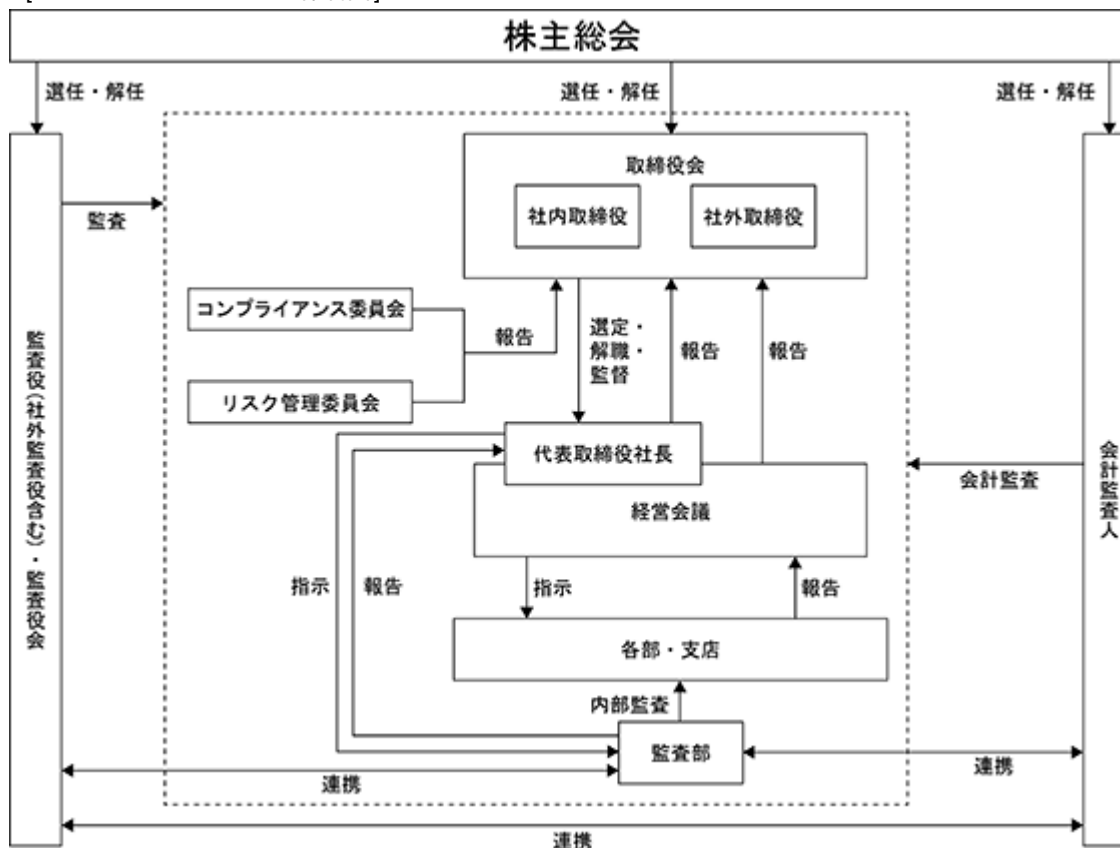
イ. コンプライアンス委員会

コンプライアンスを推進するための方針および体制整備に関わる重要事項の審議を行っており、原則毎月1回およびその他必要に応じて開催しております。コンプライアンス委員会は常勤取締役、本社に常勤する執行役員、経営企画部長、業務企画部長および総務部長にて構成されております。同委員会には常勤監査役も出席し、コンプライアンス体制の状況を検証しております。委員長は代表取締役社長が務めております。

(構成員および出席者)

代表取締役社長	石川 英治	執行役員	小松 朗
専務取締役	山口 隆	執行役員業務企画部長	米田 典由
常務取締役	青木 裕一	執行役員総務部長	高橋 淳
取締役	浅田 慶一	経営企画部長	水口 耕
常勤監査役	藤野 護		

[コーポレートガバナンス体制図]



内部統制システムの整備状況

当社は会社法の施行に対応し、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針を「内部統制システムの基本方針」として制定しており、その内容は以下の通りであります。

a) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会および取締役は、法令等遵守を基本理念とする「企業倫理規範」および「行動規範」に基づき、法令等遵守があらゆる企業活動の前提であることを認識し実践するとともに、企業文化として定着するよう役職員に周知・徹底する。
- ・取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの統括部署・責任者および監視機関であるコンプライアンス委員会の設置など、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。
- ・取締役会および取締役は、「コンプライアンス規程」に基づき、事業年度毎に具体的な実践計画であるコンプライアンスプログラムを策定する。また、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備する。これらについて、研修等を通じ意識の醸成に努め、コンプライアンスの実効性を高める。
- ・取締役会および取締役は、「内部通報規程」に基づき、当社内部のほか、外部に委託する第三者機関を通報窓口として設ける。役職員がコンプライアンスに関して重要な事実を発見した場合には、これらを活用して適切な対応を行う。

b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・「文書管理規程」および関連細則等に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切な保存および管理を行う。
- ・取締役および監査役は、常時これらの文書および電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。

- c) 損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制
- ・取締役会および取締役は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの統括部署・責任者および監視機関であるリスク管理委員会の設置など、リスク管理体制の整備・強化を図る。
 - ・取締役会および取締役は、業務運営上内包する各種リスクに対応するため、「統合リスク管理規程」に基づき、信用リスク、市場関連リスク、オペレーショナルリスク（システムリスク、事務リスク）のリスク量を計量統合し、経営体力（リスク資本）と比較しながらリスクをコントロールすることで、収益性等とのバランスの取れたリスク管理を行う。
 - ・「危機管理規程」、「業務継続規程」に基づき、危機管理の徹底、業務中断の場合の早期業務運営回復により対外的信用維持に努めるなど、危機管理体制の充実・強化を図る。
- d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役・職員が共有する全社的な目標を設定するため、外部環境と内部環境の変化を踏まえたうえで、経営課題を明確にし、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 - ・取締役会および取締役は、中期経営計画の主旨に基づき、每期、事業部門（部店）毎の業績目標と効率的な予算を設定し、遂行・達成するためのPDCAサイクルを機能させるため、これらの運営の基礎となるリスクや収益力に応じた各事業部門へ経営資源の適切な配分を行う。
 - ・各事業部門（部店）における事業計画の遂行状況は、定期的に取締役会に対して報告し、必要に応じて対応を協議し対策を講じる。
 - ・月次実績については、計画対比の実績を毎月取締役会に報告し、計画数値と差異がある場合は差異原因の報告ならびに計画達成のための対策について協議を行う。
 - ・各事業部門（部店）を担当する取締役は、業務の分掌および職務の権限に関する規定を整備し、各事業部門（部店）に連携させつつ、牽制機能が有効に発揮される効率的な業務運営を実施する。
- e) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を確立する。特に、子会社における内部統制システムの実効性を高める施策や指導、支援を実施し、これらの結果について親会社へ報告するシステムを確立する。
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制を確立する。
 - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を確立する。
 - ・子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保する。
- f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・取締役は、監査役を補助することを職務とする監査役スタッフを任命する。
 - ・監査役スタッフに任命された職員は、監査役を補助する職務に専念する。
- g) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役スタッフに関する人事異動等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ・監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い職務に従事し、取締役等の指揮命令を受けない。
- h) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- ・取締役および職員が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、監査役に速やかに報告する体制を整備する。
 - ・子会社の取締役、監査役、職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制の構築を行う。特に、子会社の取締役または職員は監査役に対して、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事象やコンプライアンスに関して疑義ある事象が発生した場合には、速やかに報告する体制を整備する。

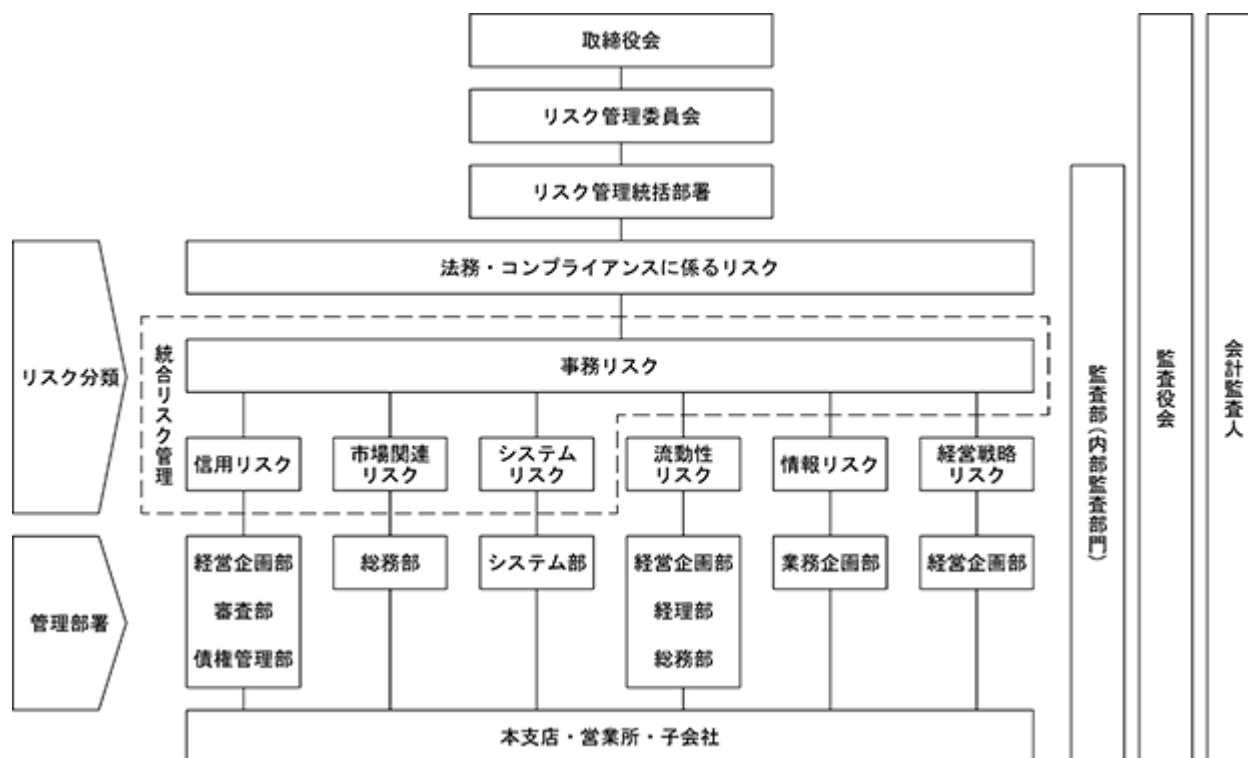
- i) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・内部通報制度の信頼性確保のため、当該報告により通報した者が不利な取扱いとなることを禁止し、その旨を役職員に周知・徹底する。
- j) 当監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役は、「監査役監査基準」に基づき、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に請求することができる。
- k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ・監査役、監査部・会計監査人とで構成する三様監査連絡会を定期的に開催し、監査結果、その他業務に関する意見交換を行う。
- l) 財務報告に係る信頼性と適時・適切に提供するための体制
- ・金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に対応するため、株主を始めとする全てのステークホルダーに対し、信頼性の高い財務報告を適時・適切に提供する。
 - ・財務報告に係る内部統制の役割の重要性を認識し、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）の適切な整備および運用に努める。
 - ・財務報告に係る内部統制が有効に機能するよう、関連する一連の作業等を行う担当部署を定める。
- m) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・暴力、威力と詐欺的手法により経済的利益を追求する集団または個人、いわゆる反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力に対する基本方針を制定し、社内のコンセンサス確立を図る。
 - ・取締役および職員に対し、反社会的勢力に対する基本方針の周知徹底を図り、毅然とした態度で臨むとともに関係を一切遮断する。

リスク管理体制

当社では、内部統制システムの基本方針に基づき、リスク管理規程を定めております。当社グループの業務に内在する様々なリスクを類型化し、リスク毎に管理部署を定め、リスクを的確に把握し、適切な管理に努めております。また、リスクが顕在化した場合において、生じる損失が一定の範囲内に止まるよう管理しております。さらに、経営企画部を統括部署としてリスク管理に関する事項の一元的管理および対策の検討を行い、取締役会により設置されたリスク管理委員会において、各種リスクの発生状況および管理状況、リスク管理体制の整備状況等について検証するとともに各リスクの管理部署へ対策を指示しております。

また、監査部はリスク管理に関する監査事項を特定したうえで内部監査を実施し、必要に応じて実施される外部監査と併せて、リスク管理および運営機能の有効性の検証を行うこととしております。

a) リスク管理体制図



b) 類型化されたリスク

リスク分類	定義
信用リスク	保証委託者の信用力の悪化などにより債務不履行が発生し、債権の回収ができなくなるにより損失を被るリスク
市場関連リスク	金利や為替、株式相場等の様々な市場の変化により、保有する資産等の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産等から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
オペレーショナルリスク	業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムの機器障害・回線障害ならびに誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらに、コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
事務リスク	役職員の不正確な事務処理あるいは事故および不正等を引き起こすことにより損失を被るリスク
流動性リスク	急激な景気後退等により流動資産が減少し、その他の資産を不利な条件で解約や処分を強いられることにより損失を被るリスク
情報リスク	ハッキングおよびウイルスによる情報システムの破壊又は停止、個人および会社の情報の漏洩、紛失、破壊ならびに改ざん等に起因して損失を被るリスク
法務・コンプライアンスに係るリスク	契約書などの法的要件の不備や法令等違反などに起因して損失を被るリスク
規制・制度変更に伴うリスク	法令、税制および会計基準等の各種制度の変更により業務見直しを余儀なくされるリスク
経営戦略リスク	設定した経営戦略や計画が適切でない、又は有効でない場合に損失を被るリスク

コンプライアンス体制の整備状況

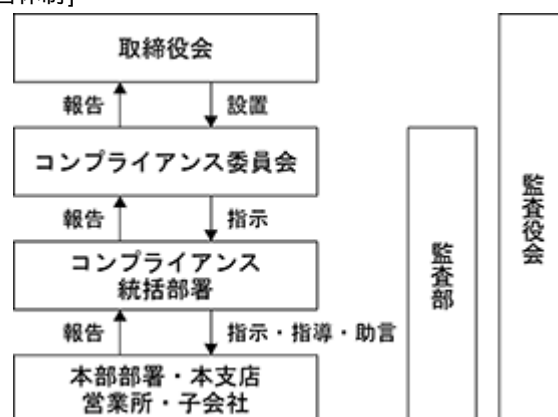
a) コンプライアンス運営体制

当社は、お客様や社会からの信頼と信用を揺るぎないものとするため、コンプライアンスの徹底を経営方針として定めております。信用保証という公共性の高い事業に携わる当社にとって、コンプライアンスの実現は全ての企業活動における大前提であり、役職員一人ひとりが日々の業務の中で着実に実践しなければならないものと考えております。

当社では、役職員に対する教育や業務運営上のコンプライアンスに関わる事項のモニタリング実施などの具体的な実践計画として、年度毎に「コンプライアンスプログラム」を取締役会において策定し、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会によりその推進状況を監視しております。

また、業務企画部法務室は、統括部署として、コンプライアンスに関わる事項を一元管理のうえ、コンプライアンス委員会への報告、ならびに各部門への指示、指導、助言を行っております。

[コンプライアンス運営体制]



b) コンプライアンスに関する方針・規程等の体系

経営方針を具現化するものとして、コンプライアンス方針を定め、コンプライアンスに関する基本的な考え方を規定しております。さらにこの方針に基づき、社会規範(法律、政省令、告示、条例のほか社内規程、企業倫理規範および行動規範を含む)の遵守を徹底させるための体制整備および問題点の適時把握を目的とした「コンプライアンス規程」を制定しております。

役職員個人の行動原則については、「企業倫理規範」、「行動規範」を策定し、ルールについては、コンプライアンスマニュアルを作成・配布し、毎月の研修にてそれぞれ周知・徹底を図っております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）ならびに監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款で定めており、上條正仁、永島義郎、今戸智恵、佐藤隆文、鈴木秀彦、板垣絵里の各氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役および監査役のいずれも200万円又は法令に規定される最高責任限度額のいずれか高い額としております。

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款で定めております。

取締役等の選任の決議要件

当社は、取締役および監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、株主が利益還元を受ける機会を増加させるため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性2名 (役員のうち女性の比率18.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	石川 英治	1964年 9月20日	1990年 1月 当社入社 1997年 2月 同横浜支店長 2002年 4月 同管理部長 2002年10月 同福岡支店長 2003年 6月 同執行役員福岡支店長 2004年10月 同執行役員総務部長兼社長室長 2005年 4月 同執行役員管理本部長兼関連事業部長 2005年 9月 同執行役員公開準備本部長兼関連事業部長 2006年 6月 同取締役常務執行役員 2006年 7月 同代表取締役社長 2015年 3月 同代表取締役社長管理本部長 2015年 6月 同代表取締役社長(現任)	(注) 3	44,910
専務取締役 業務本部長	山口 隆	1970年 1月 3日	1995年11月 当社入社 2002年 4月 同名古屋支店長 2006年 6月 同執行役員名古屋支店長 2007年 4月 同執行役員本店長 2009年 2月 同執行役員経営企画部長 2010年 4月 株式会社全国ビジネスパートナー 監査役 2011年 6月 当社取締役業務本部長 2016年 6月 同常務取締役業務本部長 2018年 6月 同専務取締役業務本部長(現任) 2018年12月 株式会社 YUTORI 債権回収 (現 あけぼの債権回収株式会 社)代表取締役社長(現任)	(注) 3	26,440
常務取締役 管理本部長	青木 裕一	1971年 9月10日	2002年 8月 当社入社 2011年 6月 同経営企画部長 2013年 6月 同執行役員経営企画部長 2014年12月 株式会社全国ビジネスパートナー 監査役(現任) 2015年 6月 当社取締役管理本部長兼経営企画 部長 2018年 6月 同常務取締役管理本部長兼経営企 画部長 2020年 2月 同常務取締役管理本部長(現任) 東和信用保証株式会社代表取締役 社長(現任)	(注) 3	13,284
取締役 営業本部長	浅田 慶一	1961年 8月22日	1984年 4月 株式会社日本債券信用銀行(現 株式会社あおぞら銀行)入行 2013年 7月 株式会社あおぞら銀行執行役員兼 関西支店長 2014年 4月 同執行役員ビジネスバンキング本 部長 2016年 7月 株式会社ジーライオン取締役副社 長 株式会社モトーレン阪神取締役副 会長 2018年 2月 当社入社 執行役員営業本部副本 部長 2018年 6月 同取締役営業本部長(現任)	(注) 3	567

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	上條 正仁	1954年7月12日	1977年4月 株式会社協和銀行(現 株式会社りそな銀行)入行 2006年6月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役兼常務執行役員営業サポート本部長兼資金証券部担当 2008年6月 株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員コーポレートビジネス部担当兼法人ソリューション営業部担当兼公共法人部担当 2009年6月 株式会社埼玉りそな銀行代表取締役社長 株式会社りそなホールディングス執行役グループ戦略部(埼玉りそな銀行経営管理)担当 2014年4月 株式会社埼玉りそな銀行取締役会長 2015年4月 りそな総合研究所株式会社理事長 2015年6月 伯東株式会社社外取締役(現任) 2016年6月 クラリオン株式会社社外取締役 2018年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	273
取締役	永島 義郎	1952年4月7日	1975年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行 2002年5月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)虎ノ門支社長 2004年6月 東京ダイヤモンド再生・債権回収株式会社(現 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社)代表取締役社長 2005年10月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社代表取締役副社長 2009年6月 日本カーバイド工業株式会社常勤監査役 2016年6月 株式会社カナデン社外取締役(現任) 2018年6月 当社社外取締役(現任) 2018年12月 株式会社YUTORI債権回収(現 あけぼの債権回収株式会社)監査役(現任)	(注)3	262
取締役	今戸 智恵	1975年3月3日	2003年10月 弁護士登録 森・濱田松本法律事務所入所 2008年4月 外務省入省 国際法局経済条約課課長補佐 2010年7月 奥野総合法律事務所入所 2019年1月 三浦法律事務所入所パートナー弁護士(現任) 2019年7月 ワンビ株式会社社外監査役(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	藤野 護	1956年9月24日	1980年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 2007年3月 株式会社みずほ銀行参事役 オエノンホールディングス株式会社出向常勤監査役 兼 合同酒精株式会社出向監査役 2009年3月 みずほキャピタル株式会社出向常勤監査役 2012年7月 株式会社ジャパンイマジネーション入社 管理本部長 2013年4月 同執行役員管理本部長 2014年7月 みずほビジネスパートナー株式会社入社 人事総務部担当部長 2015年4月 当社入社 参事 2015年6月 同常勤監査役(現任)	(注)4	2,630

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	佐藤 隆文	1950年5月7日	1973年4月 大蔵省(現 財務省)入省 1993年8月 同主計局主計官 1996年7月 同銀行局特別金融課長 1997年7月 同銀行局総務課長 1998年6月 金融監督庁(現 金融庁)長官官 房総務課長 1999年7月 名古屋大学教授(経済学部附属国 際経済動態研究センター) 2001年7月 金融庁総務企画局審議官 2002年7月 同検査局長 2004年7月 同監督局長 2007年7月 金融庁長官 2010年4月 一橋大学大学院商学研究科教授 2013年6月 東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)理事長 2020年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
監査役	鈴木 秀彦	1954年4月30日	1973年4月 大蔵省(現 財務省)入省 1996年7月 同大臣官房金融検査部管理課金融 証券検査官 1999年7月 金融監督庁(現 金融庁)検査部 検査総括課金融証券検査官(第一 部門) 2004年7月 金融庁検査局総務課特別検査官 (第一部門) 2006年7月 同総務課統括検査官(第四部門) 2007年7月 財務省関東財務局理財部検査監理 官 2010年7月 金融庁検査局審査課審査企画官 2011年7月 同総務課統括検査官(第十五部 門) 同総務課検査副監理官 同監督局保険課保険モニタリング 管理官 2012年6月 社の都信用金庫常務理事 2020年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
監査役	板垣 絵里	1960年9月22日	1983年4月 住友商事株式会社入社 1988年2月 アーサーアンダーセンアンドカン パニー入社 1989年8月 アンダーセンコンサルティングの 分離によりアーサーアンダーセン (現 有限責任あずさ監査法人) に所属変更 1995年1月 公認会計士・税理士板垣総合事務 所入所 1996年4月 同 副所長(現任) 2020年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
計					88,366

- (注) 1. 取締役上條正仁、永島義郎および今戸智恵の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役佐藤隆文、鈴木秀彦および板垣絵里の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。
4. 監査役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時
までであります。
5. 所有株式数には、全国保証役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。なお、2020年6月分の持
株会による取得株式数については、提出日(2020年6月23日)現在確認ができないため、2020年5月31日現
在の実質所有株式数を記載しております。

6. 当社では、取締役を補佐し全社的な立場で業務効率化を図ることを目的に、執行役員を配置しております。執行役員は次の通りであります。

役 職 名	氏 名
執行役員 本店営業第一部長 兼 営業統括部長	小松 朗
執行役員 業務企画部長	米田 典由
執行役員 総務部長	高橋 淳

社外取締役および社外監査役員の状況

当社は、社外取締役・社外監査役の選定にあたり、社会・経済動向等に関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点と豊富な知識・経験を持ち、公正な決議、牽制機能の発揮および経営全般に関する助言を与えることができる者を起用しております。

a) 社外取締役

当社では、社外取締役に対し、客観的・中立的な立場から社内取締役に対する監視・監督機能ならびに多様な視点に基づいた経営助言機能を期待しております。

当社の社外取締役は取締役7名中3名であり、取締役会における議案・審議等について、高い見識と豊富な経験に基づき独自の立場で意見・発言を行い、経営の透明性と健全性の維持に貢献する役割を担っております。なお、各氏とも当社との重要な営業上の取引はなく、人的関係、資本的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。

(上條正仁氏)

大手金融機関の代表取締役社長を務めるなど、金融及び企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営体制の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。

(永島義郎氏)

事業会社の取締役、監査役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社経営体制の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。

(今戸智恵氏)

法律事務所に長年従事され、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営体制ならびにコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。

b) 社外監査役

当社では、社外監査役に対し、取締役の職務の執行の適正性および効率性を高めるための牽制機能の発揮、各々の知見に基づいた提言等による適切かつ客観的な監督・監査機能の発揮を期待しております。

当社の社外監査役は監査役4名中3名であります。監査機能を発揮していただくため、社外監査役は、常勤監査役、監査部および会計監査人が定期的に行っている三様監査連絡会の内容を監査役会にて報告を受け、必要に応じて意見交換を実施するなど、会計監査、内部統制ならびに内部監査との相互連携を図っております。なお、各氏とも当社との重要な営業上の取引はなく、人的関係、資本的関係、取引関係およびその他の利害関係はありません。

(佐藤隆文氏)

大蔵省(現 財務省)、金融庁に長年従事され、金融庁長官等の要職を歴任するなど豊富な経験と高い見識を有しており、経営監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に寄与していただくため、社外監査役として選任しております。

(鈴木秀彦氏)

大蔵省(現 財務省)、金融庁の要職および金融機関の常務理事を歴任するなど豊富な経験と見識を有しており、経営監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に寄与していただくため、社外監査役として選任しております。

(板垣絵里氏)

大手監査法人および公認会計士・税理士事務所に長年従事され、財務および会計に関する知見を有しており、経営監査機能の強化ならびにコーポレートガバナンスの充実に寄与していただくため、社外監査役として選任しております。

c) 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役を選任するための独立性基準について、東京証券取引所が定める独立性基準の要件に抵触しない場合、社外取締役に独立性があると判断しております。社外監査役については基準または方針を定めておりませんが、社外取締役と同様の基準を参考にしております。

なお、社外取締役上條正仁、永島義郎、今戸智恵ならびに社外監査役佐藤隆文、鈴木秀彦、板垣絵里の各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a) 監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、監査役会設置会社であり当事業年度末において常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名で構成されております。監査役監査の手続きおよび役割分担については、期初に策定する監査方針及び役割分担に基づき、常勤監査役の藤野護氏は、各種重要会議への出席、重要な書類の閲覧、営業店への実施調査、期末決算監査を担っており、非常勤監査役の日野正晴、羽田靖の各氏は、取締役会等限定的な重要な会議への出席と分担しております。なお、目黒謙一氏は、2019年12月2日に逝去により退任しております。

氏名	経験及び能力
常勤監査役 藤野 護	長年にわたり大手金融機関および事業会社の監査役や監査部門の要職を歴任するなど、コンプライアンス・内部統制に関する幅広い見識を有しております。
非常勤監査役(社外) 日野 正晴	検事長および金融庁長官等を歴任しており、法律家としての専門的見地ならびに高い見識を有しております。
非常勤監査役(社外) 羽田 靖	金融行政の要職を歴任しており、コンプライアンス・内部統制に関する幅広い見識を有しております。
非常勤監査役 目黒 謙一	大蔵省(現 財務省)・金融庁に長年金融検査官として従事しており、財務および会計に関する高い見識を有しておりました。

b) 監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は、各監査役が相互に連携を図りながら、監査役会が定めた監査基準、監査の方針に基づいた監査計画に沿って、内部統制システムの運用強化に向けての取組状況および経営環境を踏まえたリスク管理態勢の状況などを重点監査項目として、計画的に監査活動を進めております。

なお、監査役会は原則月1回開催しており、当事業年度においては合計13回開催しております。個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。

区分	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役	藤野 護	全13回中13回
社外監査役	日野 正晴	全13回中13回
社外監査役	羽田 靖	全13回中13回
監査役	目黒 謙一	全9回中7回()

目黒謙一氏は、2019年12月2日に逝去により退任しております。

ア．監査役会の主な決議ならびに報告事項

- ・ 監査の方針、監査計画、監査費用の策定
- ・ 重点監査項目の策定
- ・ 監査役監査報告の策定
- ・ 会計監査人の選任の相当性
- ・ 事業年度監査の結果、日常監査の結果、内部統制システムの監査結果の報告
- ・ 日常監査の結果報告
- ・ 営業店への往査結果報告

イ．主な活動状況

- ・ 代表取締役へのヒアリング
原則毎月実施
- ・ 三様監査連絡会の開催
原則毎月実施
- ・ 重要会議への出席
取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会への出席(非常勤監査役は取締役会のみ出席)
- ・ 重要な決裁書類等の閲覧、営業店への往査など

内部監査の状況

内部監査は、当社経営目標の効果的な達成に役立つことを目的とし、代表取締役社長直轄の独立した部署である監査部(人員6名)が他部署からの制約を受けることなく自由に、かつ、公正不偏な態度で客観的に遂行し得る環境にて実施しております。具体的には、当社が定める「内部監査規程」に基づき、業務運営および財産管理の実態を調査・検討・評価し、諸法令、定款および社内規程への準拠性を確かめ、これに基づいて意見を述べ、助言・勧告を行っております。

常勤監査役は、会計監査人太陽有限責任監査法人と年14回の会合を持ち、会計監査に関する報告、四半期決算に係る四半期レビュー結果の報告ならびに内部統制監査の中間報告を受けるとともに、監査上の重要ポイントについての意見交換を行い、当社の現状について幅広く情報収集できるようにしております。具体的には、監査部が実施した内部監査、内部統制評価の状況について、適宜監査役が報告を受けられるよう月1回の会議を定例化しております。当社の社外監査役は、常勤監査役、監査部および会計監査人が定期的に行っている三様監査連絡会の内容を監査役会にて報告を受け、必要に応じて意見交換を実施するなど、会計監査、内部統制ならびに内部監査との相互連携を図っております。また、内部監査の状況について報告を受けるなど、監査部と日頃より連絡を密にしております。

会計監査の状況

a) 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b) 継続監査期間

2011年3月期以降の10年間

c) 業務を執行した公認会計士

並木 健治

石井 雅也

d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他7名で構成しております。

e) 監査法人の選定方針と理由

当社では、高品質な監査実施体制を保持する監査法人を選定しております。太陽有限責任監査法人においては、監査実績、監査体制、監査報酬等の項目において基準を満たしていることから継続して選定しております。当監査法人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

f) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査の品質基準、監査チームの報酬、役員とのコミュニケーション、企業グループ監査、不正リスクの項目について監査法人の評価を実施しており、会計監査人としての職務遂行は適正に行われていると評価しております。

監査報酬の内容等

a) 監査公認会計士等に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	30	-	29	-

b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a を除く)

該当事項はありません。

c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d) 監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査の有効性と効率性を評価項目とし、当社の事業規模・特性に見合った業務量ならびに品質が確保されているかを検証のうえ決定しております。

e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況や報酬見積りの算出状況を確認および検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的かつ妥当な水準であると判断いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、職務執行の対価としての報酬部分、業績向上に対する報酬部分の基本報酬に加え、当社の持続的な成長および中長期的な株主価値を拡大させることを狙いとした株式報酬型ストック・オプションを含めた報酬体系としております。一方、社外取締役および社外監査役の報酬については、定額報酬の体系としております。

役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2006年6月28日（当該決議に係る取締役5名、監査役3名）であり、取締役の報酬限度額は月額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）、監査役の報酬限度額は月額20百万円以内であります。

役員各々の報酬額は、独立社外取締役および社内取締役で構成する報酬委員会において、業績および業務執行の達成状況を基に基本報酬および賞与について協議・確認しております。取締役会は、代表取締役社長に個人別支給額の最終決定を一任しており、代表取締役社長は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、報酬委員会の協議内容を踏まえて個人別支給額を決定しております。

当事業年度の役員報酬等の額を決定するにあたり、報酬委員会は、個人別支給額とその妥当性について協議することを目的に2019年6月および2020年3月に開催いたしました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	業績連動 報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	176	120	25		30	4
監査役 (社外監査役を除く)	29	24	5			2
社外役員	32	26	5			4

役員ごとの連結報酬等の総額等

総額が1億円以上であるものが存在しないため記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、当社の信用保証事業における良好な取引関係の構築を目的として保有する株式を、純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否につきまして、個別銘柄ごとに当社の信用保証事業へのシナジー効果を示す保証実行件数および保証債務残高の増加状況と株主資本コストとしての採算性について精査を実施し、取締役会において定期的に検証を行っております。検証の結果、保有の合理性が認められなくなったと判断した銘柄については売却し縮減を図ることとしております。

b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	452
非上場株式以外の株式	11	1,201

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式	1	57

c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)		
住友不動産(株)	210,000	210,000	不動産大手会社で住宅リフォーム事業に独自の強みを有する同社と事業上の関係円滑化のために株式を保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。	有
	553	963		
(株)愛媛銀行	200,000	200,000	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。	有
	234	227		
(株)池田泉州ホールディングス	550,000	550,000	同社グループ企業である(株)池田泉州銀行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。	無
	89	156		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)富山銀行	35,600	35,600	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。	有
	66	116		
(株)三十三フィナンシャルグループ	36,330	36,330	同社グループ企業である(株)三重銀行ならびに(株)第三銀行は、当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。	無
	54	56		
(株)大光銀行	36,600	36,600	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。	有
	52	59		
(株)宮崎太陽銀行	42,800	42,800	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。	有
	39	60		
(株)筑邦銀行	19,300	19,300	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。	無
	32	38		
(株)高知銀行	50,000	50,000	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。	無
	31	40		
(株)栃木銀行	200,000	200,000	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。	無
	31	47		
(株)富山第一銀行	54,000	54,000	当社の信用保証事業における提携先の一つであり、良好な取引関係を構築するために株式を保有しております。定量的な保有効果については記載が困難であります。	無
	15	19		
(株)島根銀行		86,900		無
		68		

(注) 1. (株)池田泉州ホールディングス以下の株式は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、全銘柄について記載しております。

2. 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次の通りであります。

資産基準	0.9%
売上高基準	1.0%
利益基準	0.4%
利益剰余金基準	0.5%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応できる体制を整備するため、研修会への参加及び財務・会計の専門書の購読を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	175,742	191,595
求償債権	12,266	13,652
有価証券	6,334	5,731
未収入金	253	266
前払費用	32	52
その他	415	735
貸倒引当金	6,302	7,533
流動資産合計	188,741	204,500
固定資産		
有形固定資産		
建物	212	231
減価償却累計額	147	149
建物（純額）	65	81
車両運搬具	52	55
減価償却累計額	43	34
車両運搬具（純額）	9	21
工具、器具及び備品	468	445
減価償却累計額	311	277
工具、器具及び備品（純額）	156	168
土地	4	4
有形固定資産合計	235	275
無形固定資産		
ソフトウェア	571	609
ソフトウェア仮勘定	8	43
その他	3	3
無形固定資産合計	583	657
投資その他の資産		
投資有価証券	107,649	138,701
関係会社株式	62	2,023
長期貸付金	-	2,850
長期預金	19,000	19,000
長期前払費用	193	195
前払年金費用	18	19
繰延税金資産	4,210	4,211
その他	537	535
投資その他の資産合計	131,671	167,535
固定資産合計	132,490	168,468
資産合計	321,232	372,968

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
前受収益	16,264	16,687
預り金	49	33
未払金	1,031	1,156
未払法人税等	6,189	5,665
賞与引当金	295	303
債務保証損失引当金	1 6,453	1 5,905
株主優待引当金	103	126
その他	20	32
流動負債合計	30,406	29,910
固定負債		
長期借入金	-	30,000
長期前受収益	163,767	167,944
株式給付引当金	59	64
固定負債合計	163,826	198,008
負債合計	194,233	227,919
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,703	10,703
資本剰余金		
資本準備金	637	637
資本剰余金合計	637	637
利益剰余金		
利益準備金	2,055	2,055
その他利益剰余金		
債務保証積立金	89,200	107,300
繰越利益剰余金	24,139	24,477
利益剰余金合計	115,394	133,832
自己株式	243	225
株主資本合計	126,492	144,948
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	388	47
評価・換算差額等合計	388	47
新株予約権	117	148
純資産合計	126,998	145,049
負債純資産合計	321,232	372,968

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業収益		
収入保証料	43,038	45,056
その他	166	147
営業収益合計	43,204	45,203
営業費用		
債務保証損失引当金繰入額	3,034	2,547
貸倒引当金繰入額	307	185
給料手当及び賞与	1,695	1,704
賞与引当金繰入額	275	303
減価償却費	230	280
その他	4,046	4,801
営業費用合計	8,975	9,823
営業利益	34,229	35,379
営業外収益		
受取利息	115	126
有価証券利息	667	910
受取配当金	86	157
金銭の信託運用益	16	-
その他	61	55
営業外収益合計	947	1,249
営業外費用		
支払利息	-	99
支払手数料	0	752
その他	7	17
営業外費用合計	7	868
経常利益	35,169	35,760
特別損失		
投資有価証券売却損	5	386
投資有価証券評価損	318	131
特別損失合計	324	518
税引前当期純利益	34,844	35,241
法人税、住民税及び事業税	10,671	10,810
法人税等調整額	38	1
法人税等合計	10,710	10,811
当期純利益	24,134	24,430

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		債務保証積立金	繰越利益剰余金			利益剰余金合計
当期首残高	10,684	618	618	2,055	72,600	22,113	96,768	264	107,808
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	18	18	18						37
剰余金の配当						5,508	5,508		5,508
債務保証積立金の積立					16,600	16,600	-		-
当期純利益						24,134	24,134		24,134
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分								21	21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	18	18	18	-	16,600	2,025	18,625	20	18,684
当期末残高	10,703	637	637	2,055	89,200	24,139	115,394	243	126,492

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	194	194	124	108,127
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				37
剰余金の配当				5,508
債務保証積立金の積立				-
当期純利益				24,134
自己株式の取得				0
自己株式の処分				21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	193	193	7	186
当期変動額合計	193	193	7	18,870
当期末残高	388	388	117	126,998

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計	
					債務保証 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,703	637	637	2,055	89,200	24,139	115,394	243	126,492
当期変動額									
新株の発行（新株予 約権の行使）									
剰余金の配当						5,991	5,991		5,991
債務保証積立金の積 立					18,100	18,100	-		-
当期純利益						24,430	24,430		24,430
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分								17	17
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	18,100	338	18,438	17	18,455
当期末残高	10,703	637	637	2,055	107,300	24,477	133,832	225	144,948

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	388	388	117	126,998
当期変動額				
新株の発行（新株予 約権の行使）				
剰余金の配当				5,991
債務保証積立金の積 立				-
当期純利益				24,430
自己株式の取得				0
自己株式の処分				17
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	435	435	30	404
当期変動額合計	435	435	30	18,051
当期末残高	47	47	148	145,049

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	34,844	35,241
減価償却費	230	280
貸倒引当金の増減額(は減少)	565	1,230
賞与引当金の増減額(は減少)	18	8
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	238	547
株主優待引当金の増減額(は減少)	11	22
前払年金費用の増減額(は増加)	0	0
株式給付引当金の増減額(は減少)	1	4
受取利息及び受取配当金	869	1,193
金銭の信託の運用損益(は益)	16	-
支払利息	-	99
支払手数料	-	750
投資有価証券売却損益(は益)	5	386
投資有価証券評価損益(は益)	318	131
求償債権の増減額(は増加)	729	1,386
前受収益の増減額(は減少)	686	423
長期前受収益の増減額(は減少)	7,170	4,177
その他の資産・負債の増減額	30	236
小計	41,990	39,864
利息及び配当金の受取額	996	1,325
利息の支払額	-	97
法人税等の支払額	10,174	11,313
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,812	29,778
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	115,250	74,450
定期預金の払戻による収入	113,150	114,350
有価証券の取得による支出	10,000	9,000
有価証券の売却及び償還による収入	13,920	12,320
金銭の信託の解約及び配当による収入	5,032	-
有形固定資産の取得による支出	72	174
有形固定資産の売却による収入	2	2
無形固定資産の取得による支出	353	236
投資有価証券の取得による支出	41,159	41,035
投資有価証券の売却及び償還による収入	600	6,110
関係会社株式の取得による支出	53	1,961
貸付けによる支出	-	3,292
貸付金の回収による収入	-	81
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,182	2,714

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	29,250
新株予約権の行使による株式の発行による収入	0	-
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	3	2
配当金の支払額	5,508	5,992
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,505	23,260
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,875	55,753
現金及び現金同等物の期首残高	77,868	70,992
現金及び現金同等物の期末残高	1 70,992	1 126,745

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	3～44年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法(自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法)によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

求償債権のうち、破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

すべての求償債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額を計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しております。

保証債務のうち、破綻先及び実質破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

上記以外の保証債務については、過去の一定期間における実績率等に基づき計上しております。

すべての保証債務は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

(6) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収入保証料

主に、一括にて収受した保証料を前受収益として計上し、保証期間中の各年度において、残債方式(保証債務の想定残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出する方法)により収益計上しております。

その他、各月において保証料を収受するものについては、保証債務の前月末残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出し、各月に収益計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、法人税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用に計上し5年間で均等償却しております。

(未適用の会計基準等)

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。「時価算定会計基準等」は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響については、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社は、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を含む。以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度242百万円、90,380株、当事業年度224百万円、83,845株であります。

(貸借対照表関係)

1 偶発債務

保証債務残高は次の通りであります。なお、延滞利息については見積りが不能であるため含めておりません。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
住宅ローン等に対する保証債務	12,717,625百万円	13,616,023百万円
債務保証損失引当金	6,453 "	5,905 "
差 引	12,711,172百万円	13,610,117百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	68,860,980	10,810	-	68,871,790

(注) 変動事由の概要

ストック・オプションの権利行使による増加 10,810株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	98,596	40	7,860	90,776

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式がそれぞれ、98,240株、90,380株含まれております。

2. 変動事由の概要

単元未満株式の買取りによる増加 40株

株式給付信託(J-E S O P)の当社株式給付による減少 7,860株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	117
合計		-	-	-	-	117

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月15日 定時株主総会	普通株式	5,508	80.00	2018年3月31日	2018年6月18日

(注) 2018年6月15日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,991	87.00	2019年3月31日	2019年6月17日

(注) 2019年6月14日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	68,871,790	-	-	68,871,790

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	90,776	27	6,535	84,268

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式がそれぞれ、90,380株、83,845株含まれております。

2. 変動事由の概要

単元未満株式の買取りによる増加 27株
 株式給付信託(J-E S O P)の当社株式給付による減少 6,535株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	148
合計		-	-	-	-	148

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月14日 定時株主総会	普通株式	5,991	87.00	2019年3月31日	2019年6月17日

(注) 2019年6月14日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,542	95.00	2020年3月31日	2020年6月22日

(注) 2020年6月19日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	175,742百万円	191,595百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	104,750 "	64,850 "
現金及び現金同等物	70,992百万円	126,745百万円

(リース取引関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、住宅ローン保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、保証委託者より一括にて前受した保証料については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っており、リスクの高い取引は行わない方針であります。また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に一括保証料として前受した現金及び預金、保証債務の履行請求により取得する求償債権、有価証券、投資有価証券及び長期貸付金であります。また、金融負債は、長期借入金であります。

求償債権は、保証委託者の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券、投資有価証券及び長期貸付金は、主に国債・公債・事業債・株式及び投資信託等であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券等に区分し、保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、経営計画に照らして必要な長期性資金を調達したものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、住宅ローン保証事業につき、審査規程及び保証債務・求償債権管理規程に従い、保証に関する体制を整備しております。

審査業務におきましては、厳格な審査基準に則り、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、審査部において、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の発生低下と求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の発生低下につきましては、提携金融機関と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、保証委託者の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた担保物件の早期処分及び任意売却への誘導を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社の経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、格付けの高い債券等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、長期預金及び一部の投資有価証券についても、発行体の信用度は高い投資のみであり、信用リスクによる元本毀損リスクは僅少であります。

市場リスクの管理

当社における市場リスクとは、資産に占める割合の高い有価証券等の運用資産ならびに求償債権の価値の変動及び長期借入金に係る支払金利の変動リスクと定めており、資産の主な源泉は住宅ローン保証の対価としていただく保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しや適切な担保不動産処分の励行により、資産の保全、損失の極小化に努めております。

具体的には、有価証券、投資有価証券及び長期貸付金等の時価ならびに長期借入金の支払金利の動向を日常的に監視し、分析、検証を行い、また、担保不動産処分の状況については、地域毎に担保物件の処分方法(任意売却、不動産競売)、回収期間の分析、検証を行い、それぞれリスク管理委員会へ報告することとしております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)を参照ください)。

前事業年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	175,742	175,742	-
(2) 求償債権	12,266		
貸倒引当金()	6,302		
	5,963	5,963	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	103,603	106,268	2,664
その他有価証券	9,637	9,637	-
(4) 長期貸付金	-	-	-
(5) 長期預金	19,000	18,597	402
資産計	313,946	316,208	2,261
(1) 未払法人税等	6,189	6,189	-
(2) 長期借入金	-	-	-
負債計	6,189	6,189	-

() 求償債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	191,595	191,595	-
(2) 求償債権	13,652		
貸倒引当金(1)	7,533		
	6,119	6,119	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	136,970	137,851	881
その他有価証券	6,718	6,718	-
(4) 長期貸付金(2)	3,208	3,208	0
(5) 長期預金	19,000	18,809	190
資産計	363,612	364,302	690
(1) 未払法人税等	5,665	5,665	-
(2) 長期借入金	30,000	30,000	-
負債計	35,665	35,665	-

(1) 求償債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(2) 長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している1年内回収予定の長期貸付金を含めておりません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 求償債権

求償債権については、担保等による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券、投資信託及び信託受益権は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」を参照ください。

(4) 長期貸付金

長期貸付金については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預金

長期預金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

未払法人税等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金については、変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式()	452	452
組合出資金()	291	291
子会社株式()	62	2,023
合計	805	2,766

() これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の注記を省略しております。

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	175,742	-	-	-
(2) 求償債権()	-	-	-	-
(3) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,420	6,380	8,000	4,670
社債	1,900	20,200	54,010	1,700
その他	1,000	1,100	2,000	-
その他有価証券				
その他	2,000	400	-	1,378
(4) 長期貸付金	-	-	-	-
(5) 長期預金	-	-	-	19,000
合計	182,062	28,080	64,010	26,748

() 求償債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	191,595	-	-	-
(2) 求償債権()	-	-	-	-
(3) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,520	6,480	7,800	3,250
社債	1,200	28,400	54,110	29,000
その他	1,000	1,900	1,200	-
その他有価証券				
その他	2,067	896	260	727
(4) 長期貸付金	351	1,190	999	565
(5) 長期預金	-	-	-	19,000
合計	197,734	38,866	64,369	52,543

() 求償債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注5) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	-	-

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	-	30,000

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債・地方債等	20,655	23,345	2,690
	社債	43,540	43,686	146
	その他	2,000	2,016	16
	小計	66,195	69,048	2,852
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	35,268	35,090	177
	その他	2,140	2,129	10
	小計	37,408	37,219	188
合計		103,603	106,268	2,664

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債・地方債等	19,193	21,409	2,215
	社債	7,207	7,260	52
	その他	800	800	0
	小計	27,201	29,470	2,268
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	106,434	105,073	1,361
	その他	3,334	3,307	26
	小計	109,768	108,381	1,387
合計		136,970	137,851	881

2. 子会社株式

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額62百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額2,023百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,148	733	414
	その他	2,549	2,513	36
	小計	3,697	3,247	450
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	706	744	37
	その他	5,232	5,248	15
	小計	5,939	5,992	52
合計		9,637	9,239	397

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額452百万円)及び組合出資金(貸借対照表計上額291百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	66	59	6
	その他	2,212	2,158	53
	小計	2,278	2,217	60
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,135	1,218	82
	その他	3,304	3,322	17
	小計	4,440	4,541	100
合計		6,718	6,758	39

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額452百万円)及び組合出資金(貸借対照表計上額291百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	-	-	-
その他	94	-	5
合計	94	-	5

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	57	-	13
その他	3,968	-	372
合計	4,026	-	386

5. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、「その他有価証券」の株式について、318百万円減損処理しております。

当事業年度において、「その他有価証券」の株式について、131百万円減損処理しております。

なお、時価のある有価証券の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価のない有価証券については、実質価額が著しく低下した場合に減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(積立型制度であります。)では、従業員の勤続年数、資格等級及び退職事由に基づいた一時金又は年金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金(前払年金費用)の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付引当金(は前払年金費用)の期首残高	19百万円	18百万円
退職給付費用	73 "	75 "
制度への拠出額	72 "	76 "
その他	- "	0 "
退職給付引当金(は前払年金費用)の期末残高	18百万円	19百万円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	722百万円	796百万円
年金資産	741 "	816 "
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18百万円	19百万円
退職給付引当金(は前払年金費用)	18百万円	19百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18百万円	19百万円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度73百万円 当事業年度75百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
営業費用	30百万円	30百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名	当社取締役4名	当社取締役4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 13,350株	普通株式 7,390株	普通株式 9,470株
付与日	2014年7月23日	2015年7月22日	2016年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2014年7月24日～2044年7月23日	2015年7月23日～2045年7月22日	2016年7月21日～2046年7月20日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2017年6月16日	2018年6月15日	2019年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名	当社取締役4名	当社取締役4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,590株	普通株式 6,740株	普通株式 8,330株
付与日	2017年7月19日	2018年7月18日	2019年7月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年7月20日～2047年7月19日	2018年7月19日～2048年7月18日	2019年7月18日～2049年7月17日

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	6,870	5,210	6,710
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	6,870	5,210	6,710

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2017年6月16日	2018年6月15日	2019年6月14日
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	8,330
失効	-	-	-
権利確定	-	-	8,330
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	5,420	6,740	-
権利確定	-	-	8,330
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	5,420	6,740	8,330

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価(円)	2,313	4,274	3,758

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2017年6月16日	2018年6月15日	2019年6月14日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価(円)	4,352	4,528	3,713

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	37.8%
予想残存期間	(注) 2	7.0年
予想配当	(注) 3	87円/株
無リスク利率	(注) 4	0.22%

(注) 1. 2012年12月19日から2019年7月8日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 付与対象者の予想在任期間を基に算定しております。

3. 2019年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定条件が付されていないため、付与数がそのまま権利確定数となります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	991百万円	1,330百万円
ソフトウェア	97 "	106 "
ソフトウェア仮勘定	27 "	37 "
再保証料	688 "	496 "
投資有価証券評価損	94 "	163 "
資産除去債務	12 "	13 "
未払事業税	297 "	272 "
賞与引当金	90 "	92 "
債務保証損失引当金	1,975 "	1,808 "
株主優待引当金	31 "	38 "
株式給付引当金	18 "	19 "
その他有価証券評価差額金	4 "	21 "
新株予約権	35 "	45 "
その他	34 "	57 "
繰延税金資産 小計	4,400百万円	4,503百万円
評価性引当額	169 "	279 "
繰延税金資産 合計	4,231百万円	4,224百万円
繰延税金負債		
前払年金費用	5百万円	5百万円
その他有価証券評価差額金	14 "	7 "
その他	0 "	0 "
繰延税金負債 合計	20百万円	13百万円
繰延税金資産の純額	4,210百万円	4,211百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社の事業は、信用保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,844.71円	2,106.50円
1株当たり当期純利益	350.92円	355.17円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	350.75円	354.98円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	24,134	24,430
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	24,134	24,430
普通株式の期中平均株式数(株)	68,774,844	68,783,481
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	33,253	36,835
(うち新株予約権(株))	(33,253)	(36,835)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

2. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(J-E-S-O-P)に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前事業年度94,262株、当事業年度87,901株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前事業年度90,380株、当事業年度83,845株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	-	-	-	231	149	9	81
車両運搬具	-	-	-	55	34	9	21
工具、器具及び備品	-	-	-	445	277	75	168
土地	-	-	-	4	-	-	4
有形固定資産計	-	-	-	737	462	94	275
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	1,061	451	185	609
ソフトウェア仮勘定	-	-	-	43	-	-	43
その他	-	-	-	3	-	-	3
無形固定資産計	-	-	-	1,108	451	185	657
長期前払費用	336	61	89	309	113	60	195

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金	-	30,000	2.57	2055年3月31日

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	-	-	-	-

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	6,302	3,280	2,050	-	7,533
賞与引当金	295	303	295	-	303
債務保証損失引当金	6,453	2,547	3,095	-	5,905
株主優待引当金	103	126	103	-	126
株式給付引当金	59	20	15	0	64

(注) 1. 損益計算書上、債務保証損失引当金の取崩額と貸倒引当金繰入額は、相殺して表示しております。
 2. 株式給付引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、退職に伴う受給権失効による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

(単位：百万円)

区分	金額
現金	0
預金	
当座預金	45
普通預金	120,469
通知預金	6,200
定期預金	64,850
別段預金	30
計	191,595
合計	191,595

ロ．有価証券

(単位：百万円)

銘柄			金額
満期保有 目的の債券	国債・ 地方債等	第50回利付国債(20年)	1,275
		第314回利付国債(10年)	250
		小計	1,526
	社債	ソフトバンク(株)第44回無担保社債(社債間限定同順位特約付)	504
		(株)三菱東京UFJ銀行第25回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	400
		その他(3銘柄)	300
		小計	1,204
	その他	譲渡性預金	1,000
		小計	1,000
	計		
その他 有価証券	その他	野村信託銀行 実績配当型金銭信託「Regista」20-02	1,000
		野村信託銀行 実績配当型金銭信託「Regista」20-03	1,000
	計		2,000
合計			5,731

固定資産
 イ．投資有価証券

(単位：百万円)

		銘柄	金額	
満期保有 目的の債券	国債・ 地方債等	第100回利付国債(20年)	1,654	
		第85回利付国債(20年)	1,649	
		第67回利付国債(20年)	1,638	
		第93回利付国債(20年)	1,637	
		第76回利付国債(20年)	1,637	
		第116回利付国債(20年)	1,436	
		第109回利付国債(20年)	1,407	
		第55回利付国債(20年)	1,382	
		第127回利付国債(20年)	1,378	
		第61回利付国債(20年)	1,347	
		その他(5銘柄)	2,498	
		小計	17,667	
		社債	日本生命第3回劣後ローン流動化(株)第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)	5,000
			三井住友信託銀行(株)第148回信託社債(分割制限特約・責任財産限定特約付)	5,000
			太陽生命保険(株)第5回D号期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募)	4,000
			(株)みずほフィナンシャルグループ第8回任意償還条項付無担保永久社債(債務免除特約および劣後特約付)	4,000
			明治安田生命2017基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)	3,005
			(株)名古屋銀行第3回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	2,696
			(株)三井住友フィナンシャルグループ第1回無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	2,559
			(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ第2回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	2,509
	日本生命2017基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)		2,502	
	(株)みずほフィナンシャルグループ第14回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)		2,300	
	その他(125銘柄)	78,864		
	小計	112,437		

(単位：百万円)

銘柄		金額	
満期保有 目的の債券	その他	日本ロジスティクスファンド投資法人第2回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	534
		期限付劣後債リパッケージ・ユーロ円債1510-D09	500
		期限付劣後債リパッケージ・ユーロ円債1512-D04	500
		グローバル・ワン不動産投資法人第10回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	500
		MASCOT INVESTMENTS LIMITED 1509-03	500
		UBS Group Funding (Switzerland) AG Issue of JPY 130,000,000,000 0.719 per cent. Fixed Rate/Floating Rate Senior Notes due 2024 Guaranteed by UBS Group AG under the Senior Debt Programme	300
		日本リート投資法人第1回無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	200
		その他(1銘柄)	100
		小計	3,134
	計	133,239	
その他 有価証券	株式	住友不動産(株)	553
		(株)愛媛銀行	234
		(株)池田泉州ホールディングス	89
		(株)富山銀行	66
		(株)三十三フィナンシャルグループ	54
		(株)大光銀行	52
		(株)宮崎太陽銀行	39
		(株)筑邦銀行	32
		(株)高知銀行	31
		(株)栃木銀行	31
		(株)富山第一銀行	15
		その他(5銘柄)	452
		小計	1,653

(単位：百万円)

銘柄			金額
その他 有価証券	その他	(投資信託受益証券)	
		ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)	904
		投資のソムリエ	610
		(住宅ローン債権信託受益権)	
		KAMOME2018 B号受益権	1,344
		(金銭信託)	
		三井住友信託銀行 実績配当型合同運用指定金銭信託	400
		(優先出資証券)	
	滋賀県信用組合	291	
(貸付債権信託受益権)			
自己信託受益権第87-41009号(オリックス不動産投資法人)	257		
	小計	3,808	
	計	5,461	
合計			138,701

ロ．長期預金

(単位：百万円)

区分	金額
預金	
定期預金	19,000
合計	19,000

流動負債

イ．前受収益

保証料として一括して受け入れた未経過保証料のうち、1年以内に収入保証料へ計上される見込みのもの
 16,687百万円であります。

固定負債

イ．長期前受収益

保証料として一括して受け入れた未経過保証料のうち、1年を超えて収入保証料へ計上される見込みのもの
 167,944百万円であります。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
営業収益 (百万円)	8,682	17,623	26,581	45,203
税引前 四半期(当期)純利益 (百万円)	6,657	13,300	20,263	35,241
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,610	9,241	14,029	24,430
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	67.03	134.36	203.97	355.17

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	67.03	67.33	69.62	151.20

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り (注)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次の通りです。 http://www.zenkoku.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第39期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月18日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月18日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第40期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月6日関東財務局長に提出。

事業年度 第40期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月7日関東財務局長に提出。

事業年度 第40期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月6日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月23日

全国保証株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 並 木 健 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 雅 也

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている全国保証株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全国保証株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、全国保証株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、全国保証株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。